

地方公共団体の危機管理に関する懇談会
【第15回会合】

日時：平成22年3月10日（水）14：00～
場所：全国都市会館 3階 第2会議室

〈議事次第〉

1 開 会

2 議 事

（1） 国民保護に関する取組状況について

（2） 全国瞬時警報システム（J-ALET）について

（3） その他

・新型インフルエンザ対策について

3 閉 会

地方公共団体の危機管理に関する懇談会
【第15回会合】

日時：平成22年3月10日（水）14：00～
場所：全国都市会館 3階 第2会議室

配付資料

- 資料1 国民保護に関する取組状況について（消防庁）
- 資料2 国民保護共同訓練について（内閣官房）
- 資料3 全国瞬時警報システム（J-ALET）について（消防庁）
- 資料4 緊急地震速報の最近の取り組み（気象庁）
- 資料5 震度情報ネットワークシステムの現状について（消防庁）
- 資料6 チリ中部沿岸を震源とする地震による津波への対応について（消防庁）
- 資料7 新型インフルエンザ対策について（厚生労働省）

地方公共団体の危機管理に関する懇談会 委員一覧

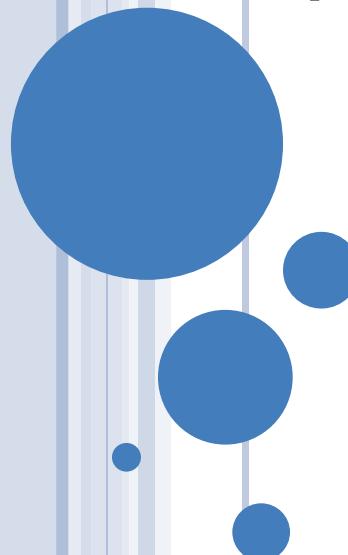
座長	石原信雄	地方自治研究機構会長、元内閣官房副長官
座長代理	秋本敏文	日本消防協会理事長、元消防庁長官
座長代理	大森彌	東京大学名誉教授
	新井雄治	全国消防長会会长、東京消防庁消防総監
	石垣正夫	全国市長会行政委員長、岡山県新見市長
	泉田裕彦	全国知事会災害対策専門委員会委員長、新潟県知事
	今井環	日本放送協会理事
	川島正英	NPO スローライフジャパン理事長、 地域活性化研究所代表
	倉田毅	富山県衛生研究所所長、前国立感染症研究所所長
	西川孝純	共同通信社論説委員
	斎藤忠夫	東京大学名誉教授、トヨタIT開発センターCTO
	重川希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
	杉田和博	元内閣危機管理監
	高木繁光	北海道消防協会会长
	西元徹也	元統合幕僚會議議長
	林春男	京都大学防災研究所教授
	林麗子	鹿児島県婦人防火クラブ連絡協議会会长
	平野敏右	千葉科学大学学長
	福澤武	大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会 会長、三菱地所会長
	マリ・クリスティーヌ	国連ハビタット親善大使
	南直哉	東京電力顧問
	山本文男	全国町村会長、福岡県添田町長
	山本保博	東京臨海病院長

(五十音順・敬称略)

第15回 地方公共団体の危機管理に関する懇談会

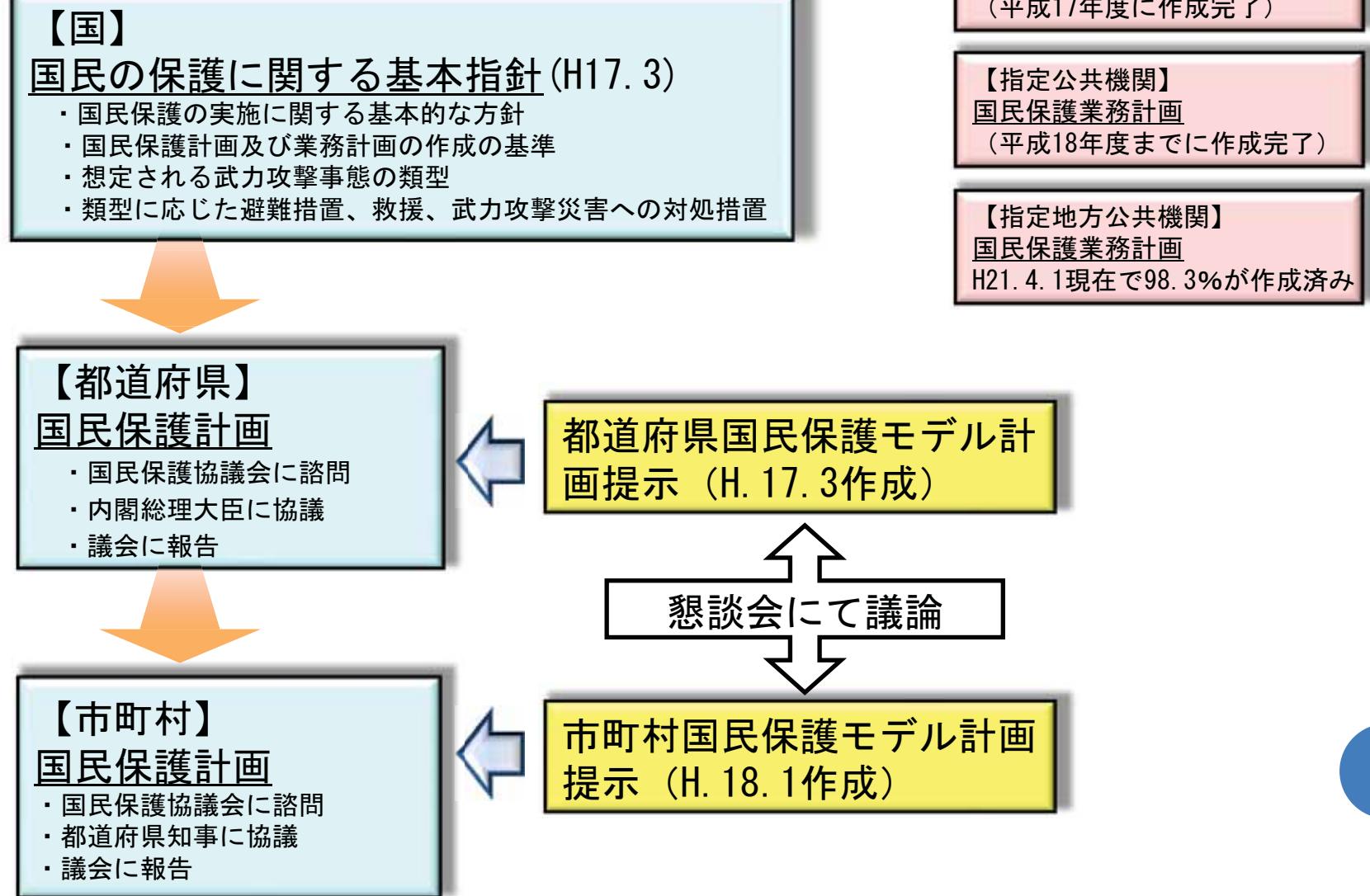
1 国民保護に関する取組状況について

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室



1 – (1) 市町村国民保護計画の策定状況等について

○ 国民保護計画策定の経緯



1－（1）市町村国民保護計画の策定状況等について

- 都道府県国民保護計画：47都道府県で策定済み
- 市町村国民保護計画

平成21年10月1日現在、1796市町村のうち、1781団体(99.2%)で作成済み。未作成は15団体。

消防庁としては、都道府県に対して引き続き計画未策定市町村に対する的確な助言の実施を要請するとともに、都道府県と密接に連携した情報提供や助言を行っていく。

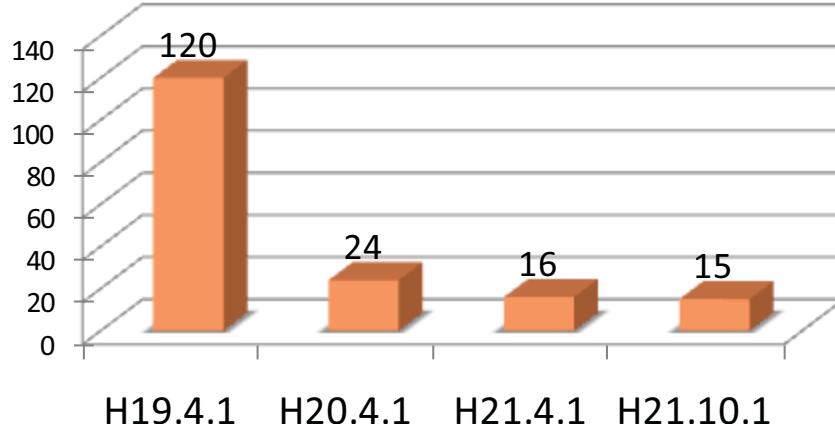
※未作成市町村とその理由

都道府県知事との協議が完了していない市町村

(平成21年10月1日現在)

	都道府県名	市町村名	現在の作成状況 (※凡例)		都道府県名	市町村名	現在の作成状況 (※凡例)
1	千葉県	長生村	④	9	沖縄県	沖縄市	④
2	東京都	国立市	④	10	沖縄県	読谷村	④
3	新潟県	加茂市	④	11	沖縄県	中城村	②
4	新潟県	刈羽村	②	12	沖縄県	北大東村	③
5	長崎県	長崎市	①	13	沖縄県	伊平屋村	②
6	鹿児島県	屋久島町	③	14	沖縄県	竹富町	③
7	沖縄県	宜野湾市	④	15	沖縄県	与那国町	②
8	沖縄県	石垣市	④				

<未作成市町村数の推移>



【凡例】

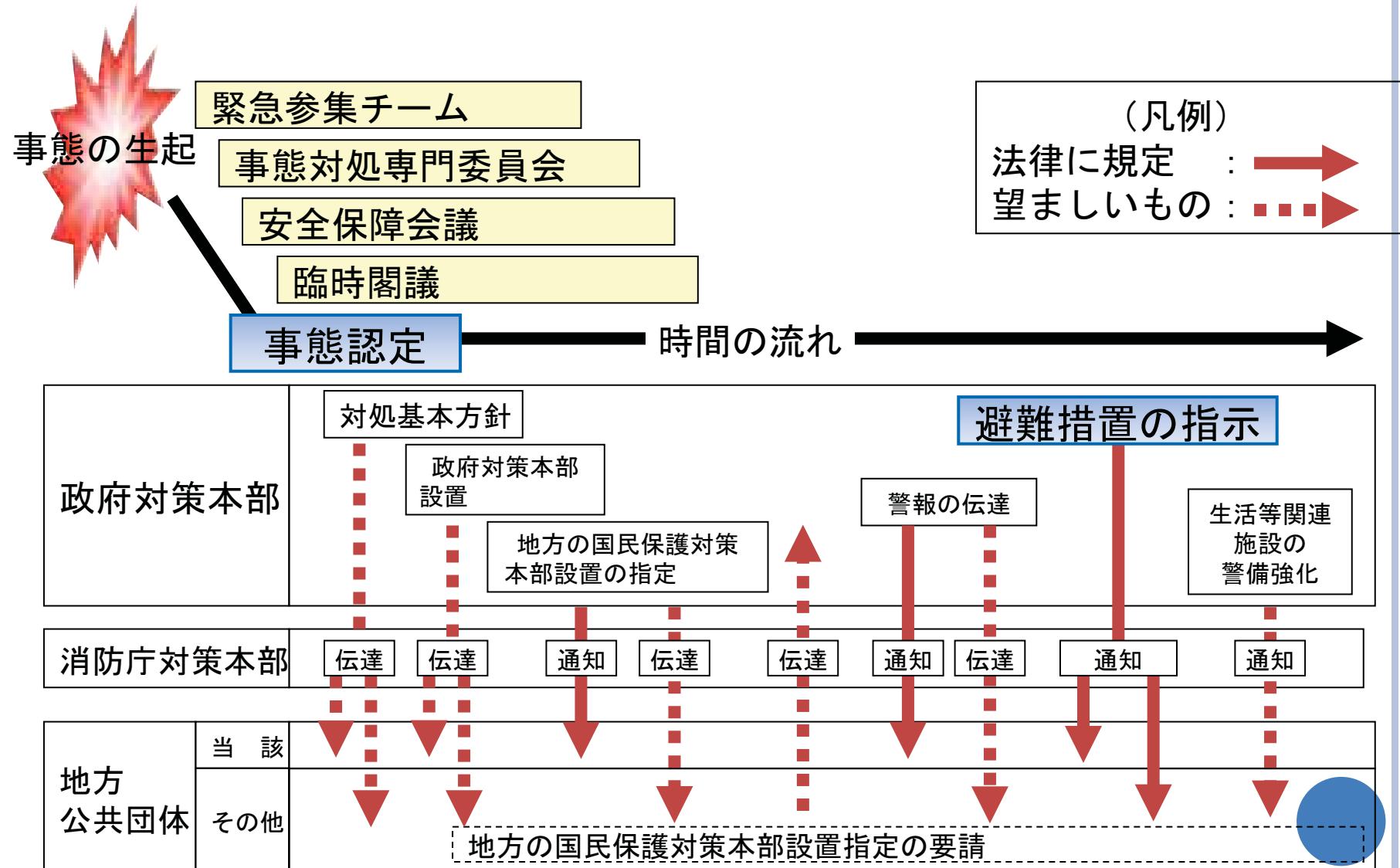
- ① 都道府県知事に協議中
- ② 都道府県への事前相談中
- ③ 計画内容の検討に着手済み
- ④ ③の段階まで至っていない（未着手）

【主な理由】

- ・市町村合併により再作成が必要
- ・記載内容について都道府県と調整中
- ・近隣自治体と協調して作成
- ・都道府県との事前協議が長期化

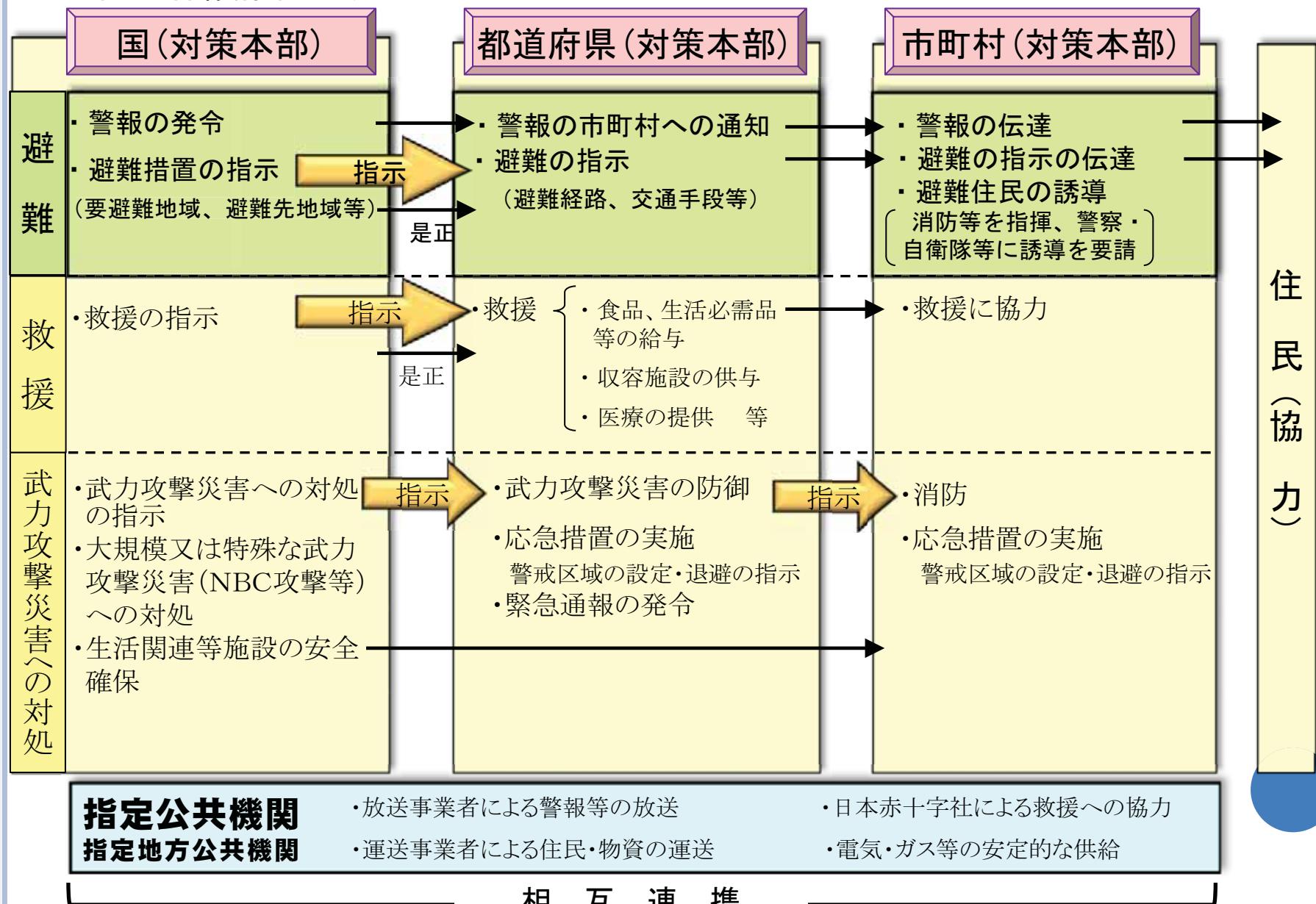
1－（2）地域の実態に即した「避難実施要領のパターン」の整備促進について

○ 国民保護措置の流れ（イメージ）



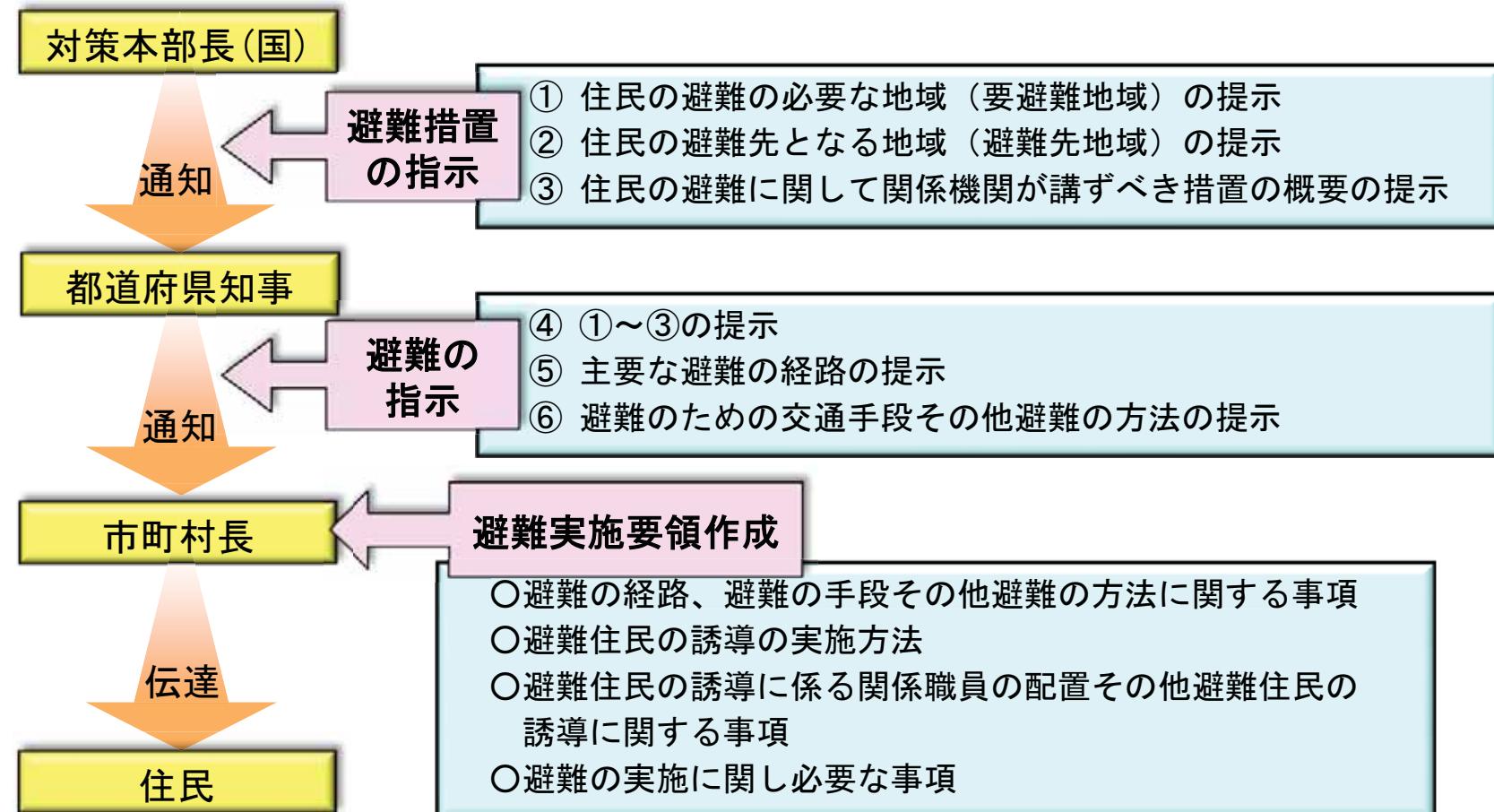
1－（2）地域の実態に即した「避難実施要領のパターン」の整備促進について

○ 国民保護措置の流れ（イメージ）



1－（2）地域の実態に即した「避難実施要領のパターン」の整備促進について

○ 避難の指示の流れ

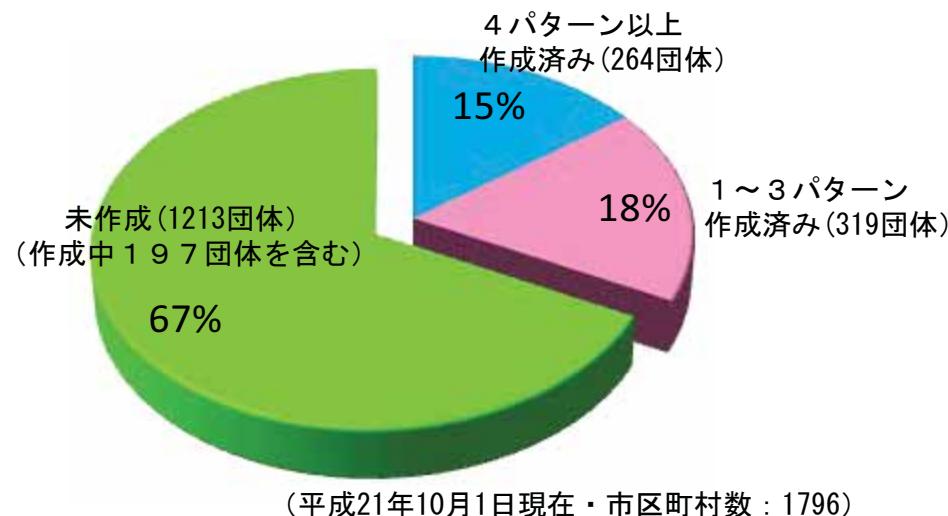


速やかな住民の避難のためには、迅速な避難実施要領の作成が必要であり、そのためには、「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくことが重要

1－（2）地域の実態に即した「避難実施要領のパターン」の整備促進について

○「避難実施要領のパターン」の作成について

＜避難実施要領のパターン作成状況＞



＜避難実施要領のパターン未作成の理由＞

未作成の理由(複数回答可)	団体数
国民保護計画が未作成	15
市町村合併により、再作成が必要	39
具体的な作成内容が分からない	373
担当職員が少なく着手できない	600
作成する意義が不明確	73
その他	142

国民の保護に関する基本指針の中で、市町村は複数の避難実施要領のパターンを作成することとされており、消防庁としても、市町村国民保護モデル計画の巻末に例を示すなど、作成を働きかけているものの、約7割の自治体において未だに作成されていない状況。



今後、消防庁として市町村における避難実施要領のパターンの作成をより一層働きかけていくことが必要

1－（2）地域の実態に即した「避難実施要領のパターン」の整備促進について

○ 国民の保護に関する基本指針

市町村は関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。

○ 消防庁作成の避難マニュアル（市町村国民保護モデル計画巻末に掲載）

◆事態別に作成して例示

- 弾道ミサイル攻撃
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃
 - ・比較的時間的余裕がある場合
 - ・昼間の都市部における突発的な攻撃の場合
 - ・都市部における化学剤を用いた攻撃の場合
 - ・原子力発電所への攻撃の場合
 - ・石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合
- 着上陸侵攻

◆避難誘導における留意点を列挙

- 事態に即した対応
- 情報の共有化、一元化
- 住民に対する情報提供のあり方
- 高齢者、障害者等への配慮

避難実施要領（一例）

○○市（町村）長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意とともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弹道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」（p 23 参照）が存在する。）。

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市（町村）の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知せること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合には、国において、

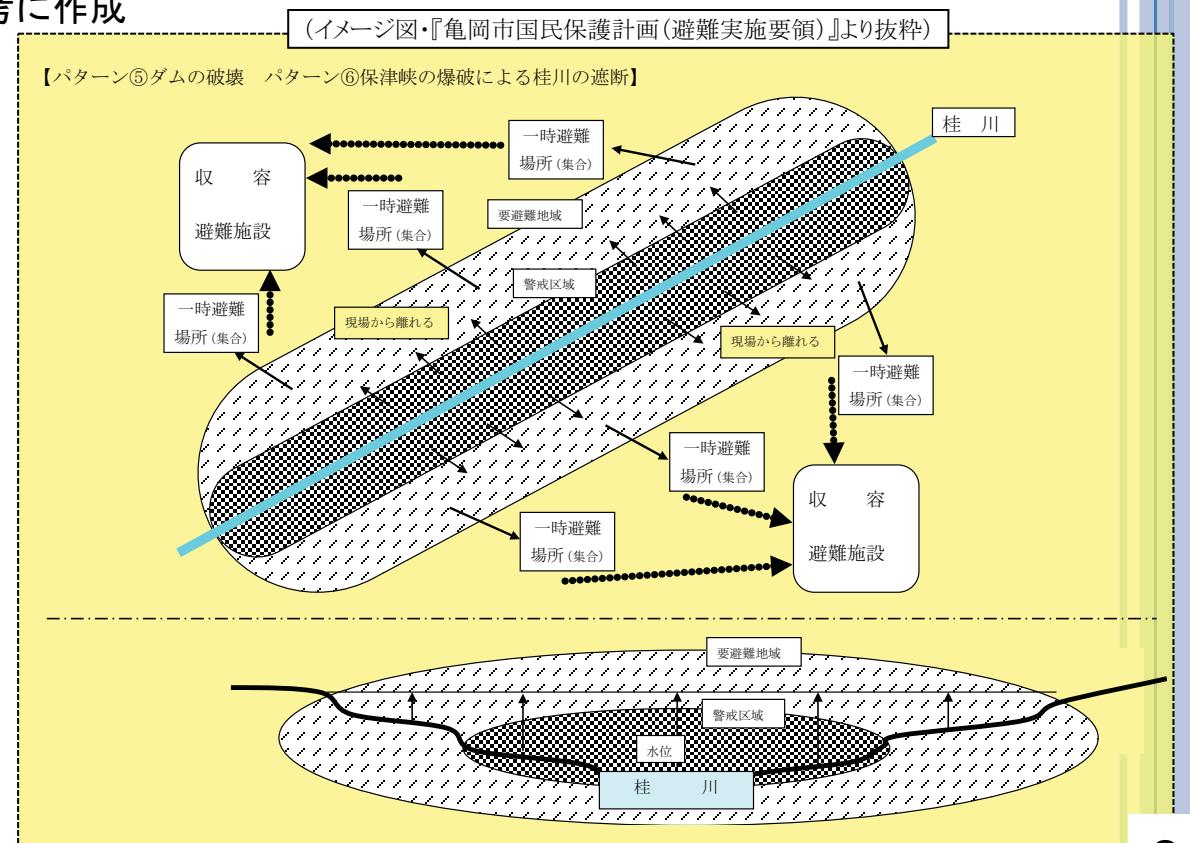
1－（2）地域の実態に即した「避難実施要領のパターン」の整備促進について

○ 「避難実施要領のパターン」の実例について

I 京都府亀岡市「国民保護計画（避難実施要領）」

〈ポイント〉

- 京都市を中心とする「危機管理連絡会議」において情報を交換し、市国民保護協議会の承認を経て策定
- 消防庁が示している避難マニュアルを踏襲しつつ、他市の避難実施要領を参考に作成
- 作成に当たってコンサルティング会社等への委託は行っていない。
- 亀岡市の地域性を考慮し、日吉ダムの爆破等を盛りこんで作成
- 作成したパターンは以下の6通り
①弾道ミサイル発射前
②弾道ミサイル着弾後
③N B C剤の拡散、散布等
④ゲリラや特殊部隊による攻撃
⑤ダムの破壊
⑥保津峡の爆破による桂川の遮断
- パターンごとの避難等に関するイメージ図を記載（例：右図）



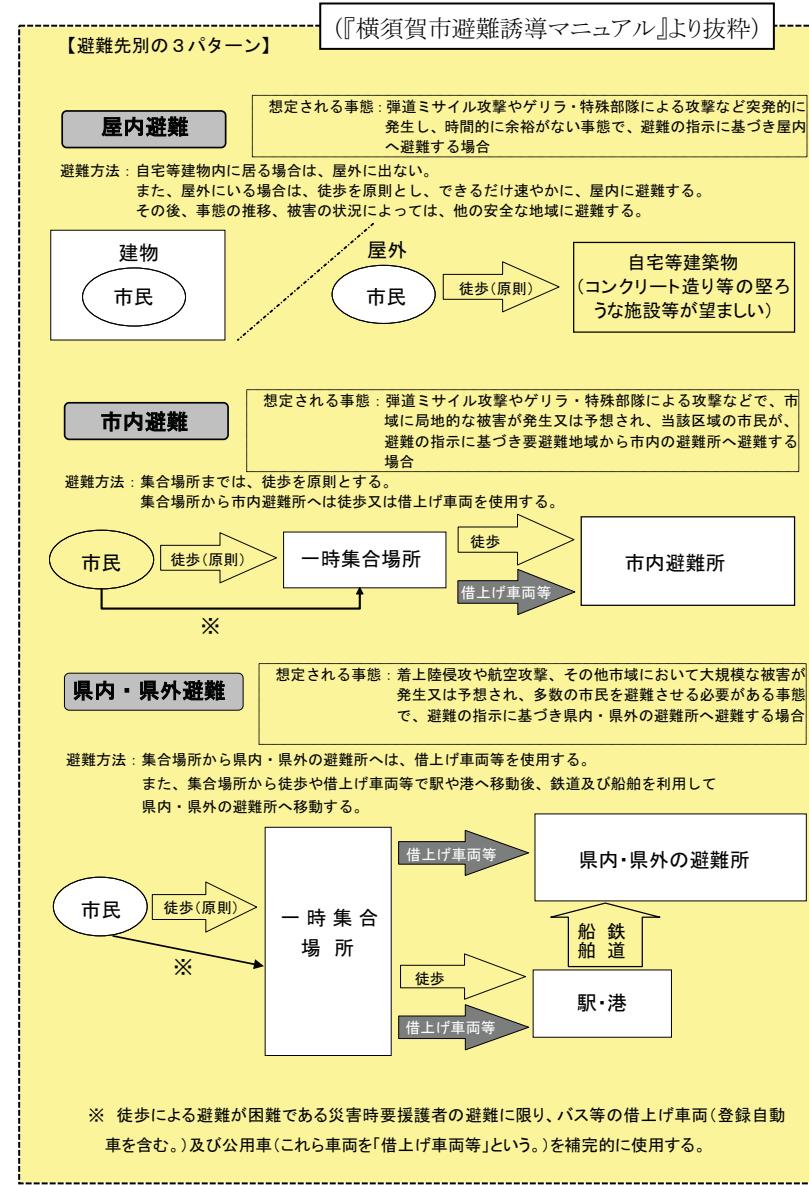
1－（2）地域の実態に即した「避難実施要領のパターン」の整備促進について

○ 「避難実施要領のパターン」の実例について

Ⅱ 神奈川県横須賀市避難誘導マニュアル

〈ポイント〉

- 「避難誘導マニュアル」として、避難実施要領のパターンに加えて避難誘導に関するマニュアルも整備
- コンサルの関与もあったが、最終的に市担当が内容を作成した。
- 消防庁が作成した避難マニュアルから変数になる部分を抜き出して表形式化
- 避難の形態別に5パターンを作成
 - ①基本的な屋内避難
 - ②拠点商業業務施設における屋内避難
 - ③基本的な市内避難
 - ④工業地域・基地隣接地域の市内避難
 - ⑤県内・県外避難
- 避難実施要領の表形式化及び想定される記載内容を例示しておくことによる作成の簡略化
- 住民への情報伝達の際の放送文例を記載し、実施要領には放送すべき項目を明示
- 業務分担及びチーム構成の明確化



1－（2）地域の実態に即した「避難実施要領のパターン」の整備促進について

- 避難実施要領に関する課題（自治体へのヒアリングを踏まえて）

避難実施要領に関する課題

- 避難実施要領の内容のあり方
 - ・どの程度の内容を盛りこむべきなのか
- 避難実施要領の短時間での作成
- 国・都道府県・市町村の連絡調整
- テロ事案発生後の市町村長による警戒区域の設定や避難の指示等と、事態認定後の国からの避難措置の指示及び県からの避難の指示との整合性の確保
- 訓練での実際の作成

避難実施要領のパターンに関する課題

- 消防庁が示す避難実施要領のパターンの例（避難マニュアル）の追加
 - ・災害時要援護者等への配慮
 - ・避難誘導にあたる消防職団員等の安全確保
 - ・避難所の警備のあり方
 - ・地下街や堅固な建物等への避難
- 市町村における地域の実情に応じた避難実施要領のパターンの作成（沿岸部、山間部、ダム・原子力発電所の有無、都市化の程度等）
- 近隣市町村や都道府県との連携・調整、国民保護協議会への諮問等
- 訓練での作成や実動訓練での避難実施要領の使用による、避難実施要領のパターンのブラッシュアップ

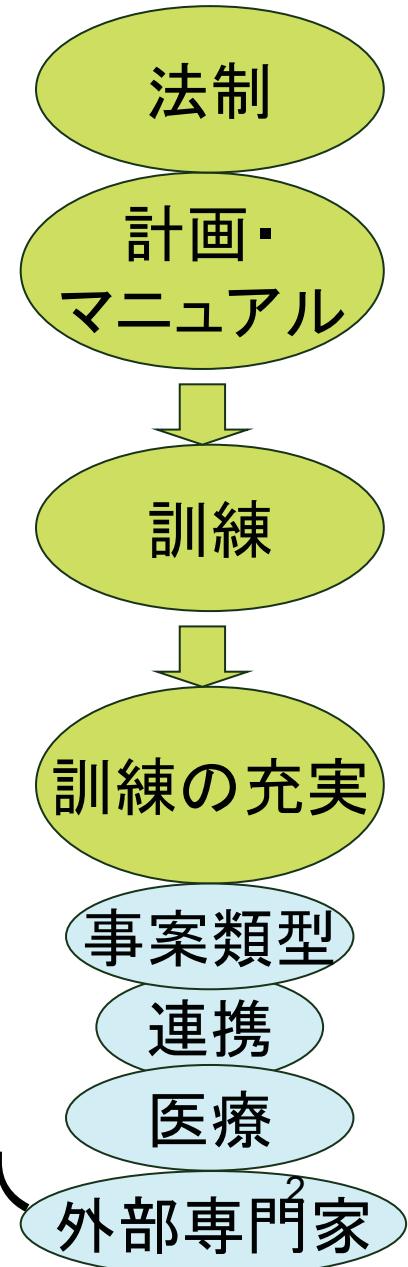
国民保護共同訓練について

平成 22 年 3 月 10 日

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

国民保護法施行後5年経過して…

- H15年度 事態対処法成立・施行
- H16年度 国民保護法成立・施行
「基本指針」閣議決定
- H17・18年度 国民保護計画の策定
- H17年度～ 国と地方の国民保護共同訓練
(主にCテロ、爆破テロ)
- H19年度 Bテロ、Rテロの共同訓練実施
- H20 年度 実動訓練に病院、DMAT参加
外部専門家による評価の試行
- H21年度 複数の病院、DMAT等参加
外部専門家による評価委員会導入



日頃自治体等に向けて発しているメッセージ

(1) 有事の際の死傷者を減らすために
医療、特にNBC災害医療を充実させよう！

(2) 平時の災害医療も念頭に
実動機関、医療機関等との連携強化と
専門家のネットワーク拡充を進めよう！

(3) 施策検討、訓練実施に当たって
外部専門家の参画、知見をもっと活用しよう！

(4) 心のケア、リスクコミュニケーションへの
理解と対応能力を高めよう！

○14都県で実施

実動4県／図上10都県

C:7県／B:1都／NR:1県／爆破:4県

○全都道府県が一度は国との共同訓練を実施

○共同実動訓練実施済みは 15県

平成20年度長野県国民保護共同実動訓練(H20. 11. 26)

病院での診療 (長野赤十字病院)



平成21年度兵庫県国民保護共同実動訓練(H21. 11. 30)

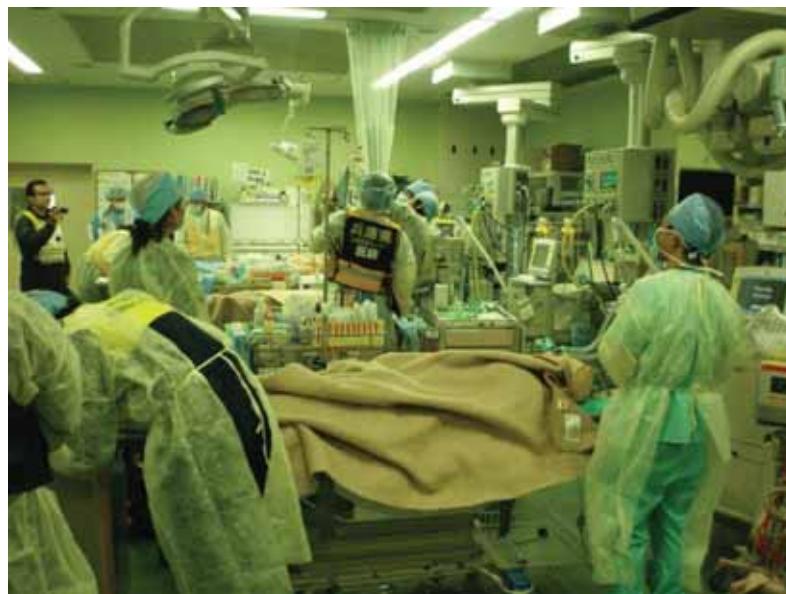
○平成21年度訓練の中では最大規模・難度のCテロ訓練

- ・4つの病院との連携
- ・9チームによる現場医療
複数チームの連携による除染前医療の試験的実施
- ・ヘリによる患者の広域搬送
- ・医療従事者も参加した現地調整所
- ・被災者へのこころのケア、被災者の遺族への対応
- ・外部専門家による訓練評価委員会



除染前医療の試験的実施

医療対応



県警犯罪被害者支援・DMORT

(訓練の内容)

○テロで亡くなった方のご家族に対して、兵庫県警察の犯罪被害者支援要員と日本DMORT研究会(Disaster Mortuary Operational Response Team)が対応

→県警被害者支援室要員が丁寧に説明を行うとともに、DMORTのスタッフ(心療内科医・救急看護師)が、家族の心情に寄り添うよう対応を行う。



平成21年度徳島県国民保護共同実動訓練(H22. 2. 6)

○質の面では兵庫県訓練に匹敵するCテロ訓練

- ・地方都市(人口6万人程度)におけるテロ対処訓練
(ヘリコプターを活用した県内外からの応援など)
- ・除染前医療の試験的実施
- ・多様な通信手段を用いた現地医療指揮本部の運営
N. B. C. 除染医療車(日本医科大)
の活用
- ・地域の特色を活かした避難誘導及び避難所運営訓練
- ・外部専門家による訓練評価委員会



N. B. C. 除染医療車

避難誘導訓練（40分間）

■鳴門市立図書館周辺から
一次集合場所への集団移動
→消防団や自主防災組織の活用

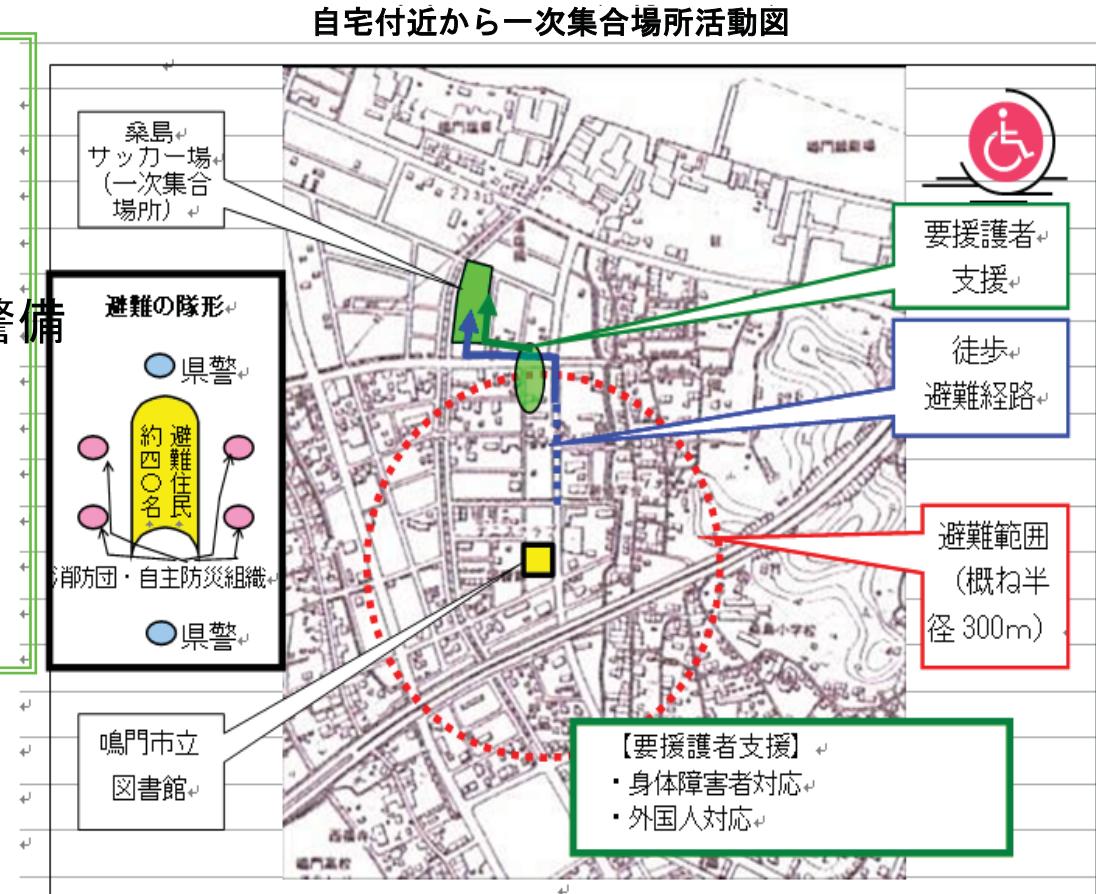
■警察、陸上自衛隊による警戒警備

■要援護者対応

- ・身体障害者（車いす支援）
- ・外国人（通訳配置）
- ・聾啞者（メール配信）



消防団による避難誘導 一次避難所へ集合



要援護者の避難誘導

避難所運営訓練（約1時間）

- 受付、安否情報収集
- 幼児引き渡し訓練(幼児3名、母親2名、保母1名)
- 避難所運営調整会議(居住区配分、食事、風呂、トイレ、寒さ対策)
- 健康相談(鳴門市医師会)
- 心のケア(徳島保健所)：チラシの配布
- 避難所における食事の提供（600人分）
- ヘリによる救援物資搬送、ボランティアによる仕分け
- 給水訓練
　水資源機構の協力による“海水淡水化装置”
- 海上警備(海上保安庁)

今後充実を検討すべき分野

Bテロ、N／Rテロ対応の訓練

重要施設類型に応じた訓練

現着→救助→搬送のスピードアップ

※ゾーニング・個人防護・除染・トリアージ／搬送先調整

避難誘導、避難所運営などの被災者救援

メンタルヘルスケア(被災者、遺族、支援要員)や
クライシスコミュニケーションのレベルアップ

NPO、ボランティアの訓練への参画

複数自治体にまたがる広域的な事態対応

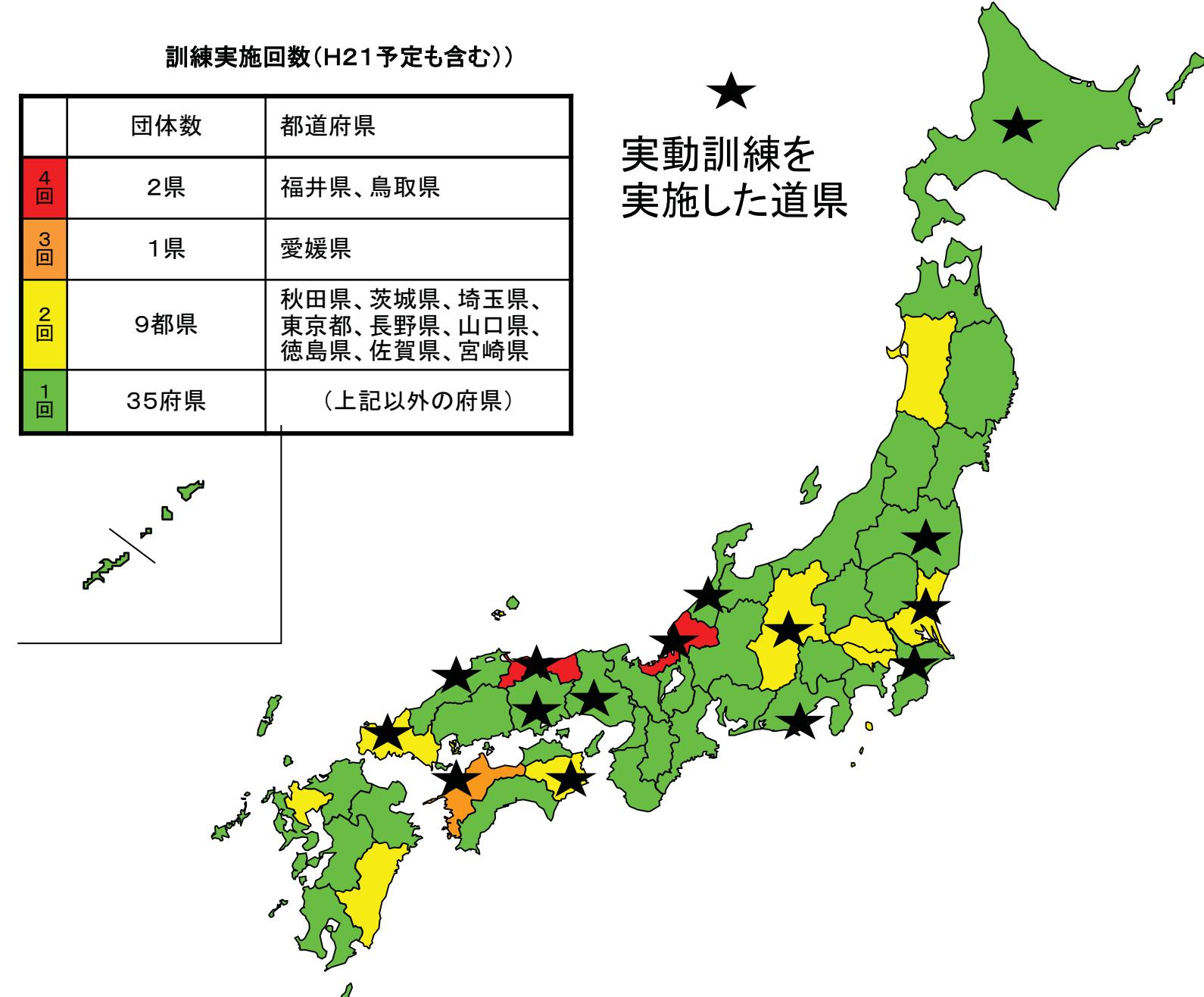
武力攻撃事態への対応

国民保護共同訓練の推進

訓練実施回数(H21予定も含む)

	団体数	都道府県
4回	2県	福井県、鳥取県
3回	1県	愛媛県
2回	9都県	秋田県、茨城県、埼玉県、東京都、長野県、山口県、徳島県、佐賀県、宮崎県
1回	35府県	(上記以外の府県)

★
実動訓練を
実施した道県



国民保護の取組み



装備の充実、難度の高い訓練、
関係機関相互の連携強化
(特に消防救急と医療)



地域災害医療体制の強化

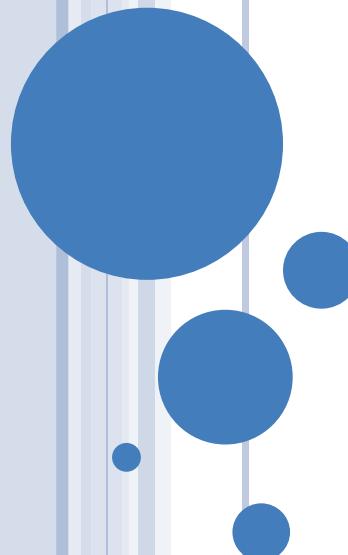


自然災害(大雨、地震等)はもちろん、
事故(大規模・特殊災害)、
感染症(新型インフルエンザ等)
への対応力を向上

第15回 地方公共団体の危機管理に関する懇談会

2 全国瞬時警報システム (J－A L E R T)について

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室



全国瞬時警報システム(J-ALERT)の概要について

○J-ALERTの特徴

緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から市町村等に瞬時に伝達するシステム。

○運用状況

平成17年度に31団体(15都道府県16市区町村)の協力を得て、実証実験を実施。

平成19年2月9日から、一部の情報の送信を開始。

平成19年10月1日から緊急地震情報の送信を開始。

平成22年3月1日の時点で、344市区町村がシステムを導入。

・うち同報無線、コミュニティFM等の自動起動…282市区町村

○市町村における整備

整備推進の取り組み

地方財政措置(防災対策事業債(特に推進すべき事業)として、事業費の90%を起債対象とし、その元利償還金の50%を交付税算入)

※緊急情報

- ・弾道ミサイル情報などの有事情報
- ・緊急地震速報
- ・震度速報
- ・東海地震予知情報等
- ・津波警報(オオツナミ、ツナミの2種類)
- ・津波注意報
- ・気象警報等
- ・噴火警報及び噴火予報

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用状況(H22.3.1現在)

情報の受信を行っている都道府県・···大分県を除く46都道府県

【※ 全都道府県1778市区町村(3.1現在)】

情報の受信及び住民へ情報の伝達を行っている市区町村···344市区町村

北海道	茨城県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
○ 北斗市	○ 龍ヶ崎市	○ 松戸市	○ 多古町	○ 大和市	○ 美浜町	○ 山県市	○ 弥富市	○ 岩出市	○ 京義町	○ 行橋市													
○ 上富良野町		○ 常陸太田市	○ 東庄町	○ 伊勢原市	○ おおい町	○ 瑞穂市	○ 大口町	○ 大阪市	○ 岩見原町	○ 前原市													
興部町		○ 野田市	○ 大網白里町	○ 海老名市	○ 若狭町	○ 飛驒市	○ 扶桑町	○ 堺市	○ 岩瀬原町	○ 前原市													
○ 北茨城市		○ 茂原市	○ 九十九里町	○ 座間市	○ 越前市	○ 本郷市	○ 飛島村	○ 岸和田市	○ 岩瀬原町	○ 朝倉市													
○ 雄武町		○ 取手市	○ 成田市	○ 芝山村	○ 南足柄市	○ 甲府市	○ 笠松町	○ 吉良町	○ 橿原町	○ 水巻町													
苦小牧市		○ ひたちなか市	○ 佐倉市	○ 横芝光町	○ 綾瀬市	○ 垂井町	○ 橿原町	○ 吹田市	○ 岩瀬原町	○ 姫路市													
厚真町		○ 筑西市	○ 東金市	○ 一宮町	○ 寒川町	○ 山梨市	○ 閑ヶ原町	○ 四日市市	○ 神戸市	○ 徳島市													
○ 浜中町		○ 稲敷市	○ 旭市	○ 睦沢町	○ 中井町	○ 芽崎市	○ 輸之内町	○ 松阪市	○ 明石市	○ 海陽町													
群馬県		○ 神栖市	○ 習志野市	○ 長生村	○ 大井町	○ 中央市	○ 捨斐川町	○ 大野町	○ 西宮市	○ 松茂町													
○ つがる市		○ 行方市	○ 柏市	○ 白子町	○ 松田町	○ 昭和町	○ 大野河口湖町	○ 池田町	○ 丹波市	○ 波佐見町													
○ 六戸町		○ 銚田市	○ 藤浦市	○ 長柄町	○ 山北町	○ 富士河口湖町	○ 北方町	○ 鳥羽市	○ 西脇市	○ 三木町													
○ 佐井村		○ 市原市	○ 市原市	○ 長南町	○ 開成町	○ 宮士河口湖町	○ 坂祝町	○ 熊野市	○ 淡路市	○ 宇多津町													
群馬県		○ 河内町	○ 流山市	○ 大多喜町	○ 真鍋町	○ 長野市	○ 長野市	○ 志摩市	○ 宍粟市	○ まんのう町													
○ 宮古市		○ 八千代市	○ 御宿町	○ 愛川町	○ 銚子町	○ 飯田市	○ 須坂市	○ 静岡市	○ 伊豆市	○ 伊豆市													
○ 大船渡市		○ 足利市	○ 我孫子市	○ 銚子町	○ 三條市	○ 駒ヶ根市	○ 駒ヶ根市	○ 富士市	○ 東呂町	○ 松山市													
○ 久慈市		○ さくら市	○ 鶴川市	○ 千代田区	○ 新栄田市	○ 千代田区	○ 駒ヶ根市	○ 掛川市	○ 多気町	○ 和歌山市													
○ 陸前高田市		○ 下野市	○ 君津市	○ 港区	○ 十日町市	○ 大町市	○ 駒ヶ根市	○ 烧津市	○ 明和町	○ 海南市													
○ 釜石市		○ 富岡市	○ 富津市	○ 豊島区	○ 村上市	○ 佐久市	○ 千曲市	○ 下田市	○ 大台町	○ 橘本市													
○ 苔巻町		○ 洋野町	○ 浦安市	○ 足立区	○ 燕市	○ 佐久市	○ 長和町	○ 伊豆市	○ 玉城町	○ 田辺市													
○ 桑植原		○ 熊谷市	○ 四街道市	○ 千代田区	○ 江戸川区	○ 糸魚川市	○ 飯島町	○ 御前崎市	○ 南伊势町	○ 紀美野町													
○ 栗原市		○ 川口市	○ 袖ヶ浦市	○ 新高市	○ 妙高市	○ 上越市	○ 飯島町	○ 牧之原市	○ 南伊豆町	○ 印南町													
○ 大郷町		○ 飯能市	○ 八街市	○ 新潟村	○ 新潟村	○ 胎内市	○ 阿南町	○ 南伊豆町	○ 紀宝町	○ 日高川町													
○ 美里町		○ 本庄市	○ 印西市	○ 三宅村	○ 胎内市	○ 八丈町	○ 下條村	○ 西伊豆町	○ 那智勝浦町	○ 土佐市													
○ 南三陸町		○ 東松山市	○ 白井市	○ 出雲崎町	○ 小笠原村	○ 烏羽村	○ 朝日村	○ 芝川町	○ 那智勝浦町	○ 須崎市													
○ 美郷町		○ 春日部市	○ 富里市	○ 小笠原村	○ 鳴門市	○ 富山市	○ 篠原町	○ 吉田町	○ 長浜市	○ 長浜市													
○ 彩苑		○ 草加市	○ 南房総市	○ 鳴門市	○ 上市町	○ 岐阜市	○ 篠原町	○ 篠原町	○ 篠原町	○ 篠原町													
○ 三川町		○ 越谷市	○ 鎌倉市	○ 立山町	○ 小田原市	○ 高山市	○ 高山市	○ 豊田市	○ 高島市	○ 芳西村													
○ 庄内町		○ 日高市	○ 山武市	○ 立山町	○ 鎌倉市	○ 金沢市	○ 関市	○ 蒲郡市	○ 東近江市	○ 四万十市													
○ 遊佐町		○ 寄居町	○ いすみ市	○ いすみ市	○ 茅ヶ崎市	○ 逗子市	○ かほく市	○ 惠那市	○ 米原市	○ 京都市													
○ 駿府原		○ 南会津町	○ 千葉市	○ 酒々井町	○ 印旛村	○ 三浦市	○ 美濃加茂市	○ 知多市	○ 田原市	○ 京都市													
○ 広野町		○ 大熊町	○ 市川市	○ 本塙村	○ 三浦市	○ 稲野市	○ 福井市	○ 知立市	○ 北名古屋市	○ 伏見区	○ 伏見区												
○ 浪江町		○ 船橋市	○ 神崎町	○ 原町	○ 厚木市	○ 藤山市	○ 可兒市	○ 北名古屋市	○ 京丹後市	○ 京丹後市	○ 大牟田市												
○ 南会津町		○ 館山市	○ 神崎町	○ 神崎町	○ 厚木市	○ 藤山市	○ 可兒市	○ 北名古屋市	○ 濱戸内市	○ 直方市													

※ ○は同報系防災行政無線等を自動起動し住民への情報伝達を行う団体(282団体)

上記以外(○なしの市区町村)は、市区町村庁舎にて受信のみを行う団体(62団体)

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の高度化及び一斉整備の概要

○背景

平成21年4月の北朝鮮による弾道ミサイル発射事案において、国民への情報伝達手段としてJ-ALERTを使用するかどうかが議論になったが、J-ALERTは予め各受信機側に格納された固定の音声しか流せない仕組みであり、弾道ミサイルに関する音声が「～当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し～」という内容であるため、使わないとなった。

また、その時点でJ-ALERTで防災行政無線を自動起動する市区町村が211団体にとどまっており、整備率の低さも指摘されており、これらに対して早急に対応する必要があった。

○平成21年度第1次補正予算での対応

J-ALERTを全国一斉整備する経費として112億円(業務庁費9億円、交付金103億円)を計上。本年夏以降に運用開始予定。

(J-ALERTシステムの高度化～消防防災等業務庁費)

J-ALERTシステムの高度化とは、状況に応じた内容の音声放送等を実現するために必要な管理システム及び受信機ソフトウェアを開発することを目的とし、以下の機能を実現する。

- ・事態に応じた柔軟な音声の放送が可能
- ・全地方公共団体の受信機の管理(稼働状況の確認、ソフトの更新等)をオンラインで実施し、システムの稼働状況等の適切な管理等を実現

(J-ALERTシステムの高度化に対応した受信機等の整備～防災情報通信設備整備事業交付金)

全国の都道府県及び市区町村に整備(市区町村分は間接交付金により整備)

交付対象～受信機、自動起動機、防災行政無線制御卓改修等

○平成22年度予算での対応

平成22年度予算においては、常時良好な受信環境を確保するため、主局に加えて新たに副局を含めた送信局の2局体制を整備することとしている。

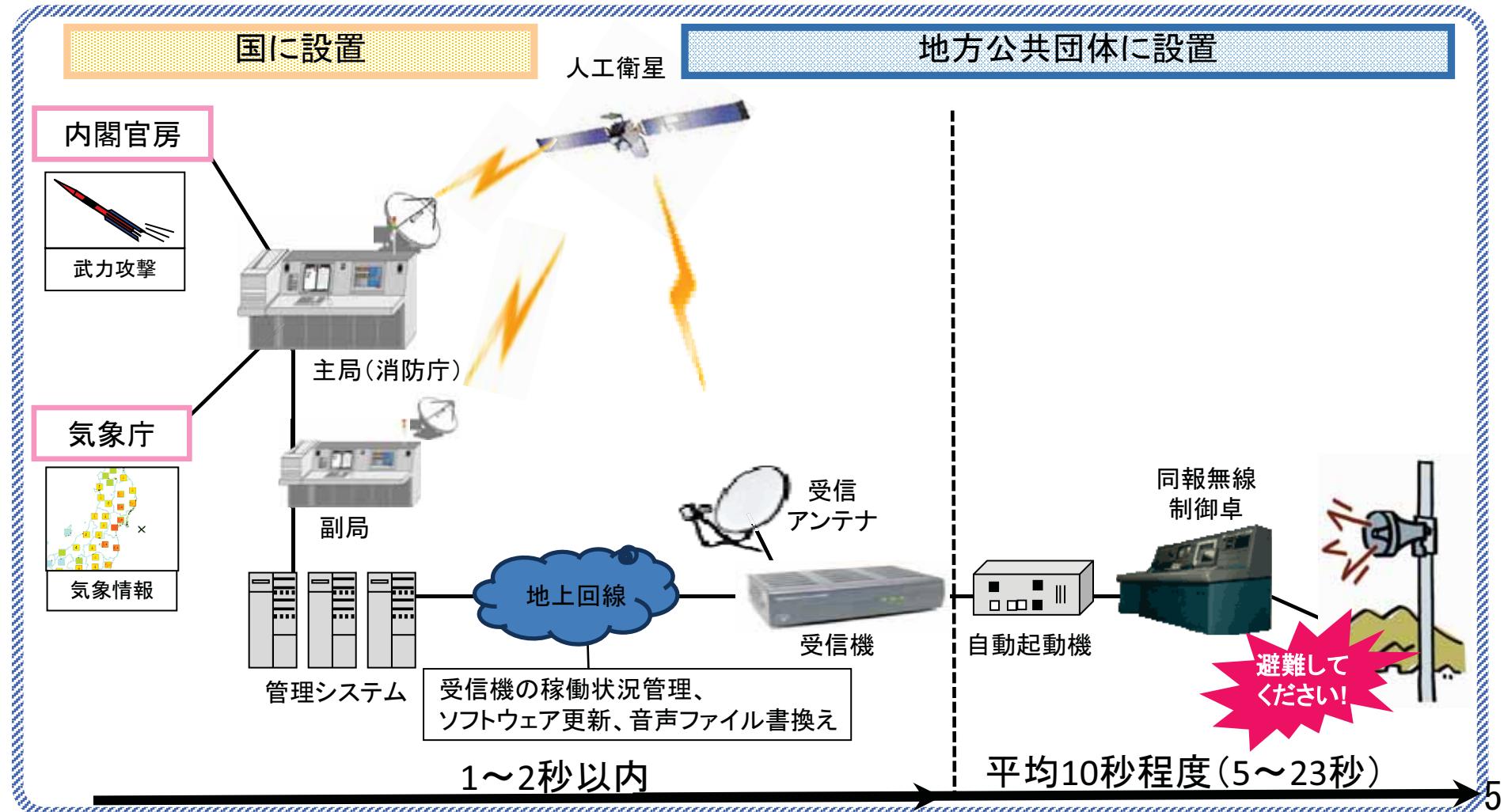
全国瞬時警報システム(J-ALERT)の改修の概要

①状況に応じた内容の音声放送

自動起動機にあらかじめ格納されている音声ファイルを再生する現状のJ-ALERTの運用に加え、状況に応じた内容の音声の放送を実現する。

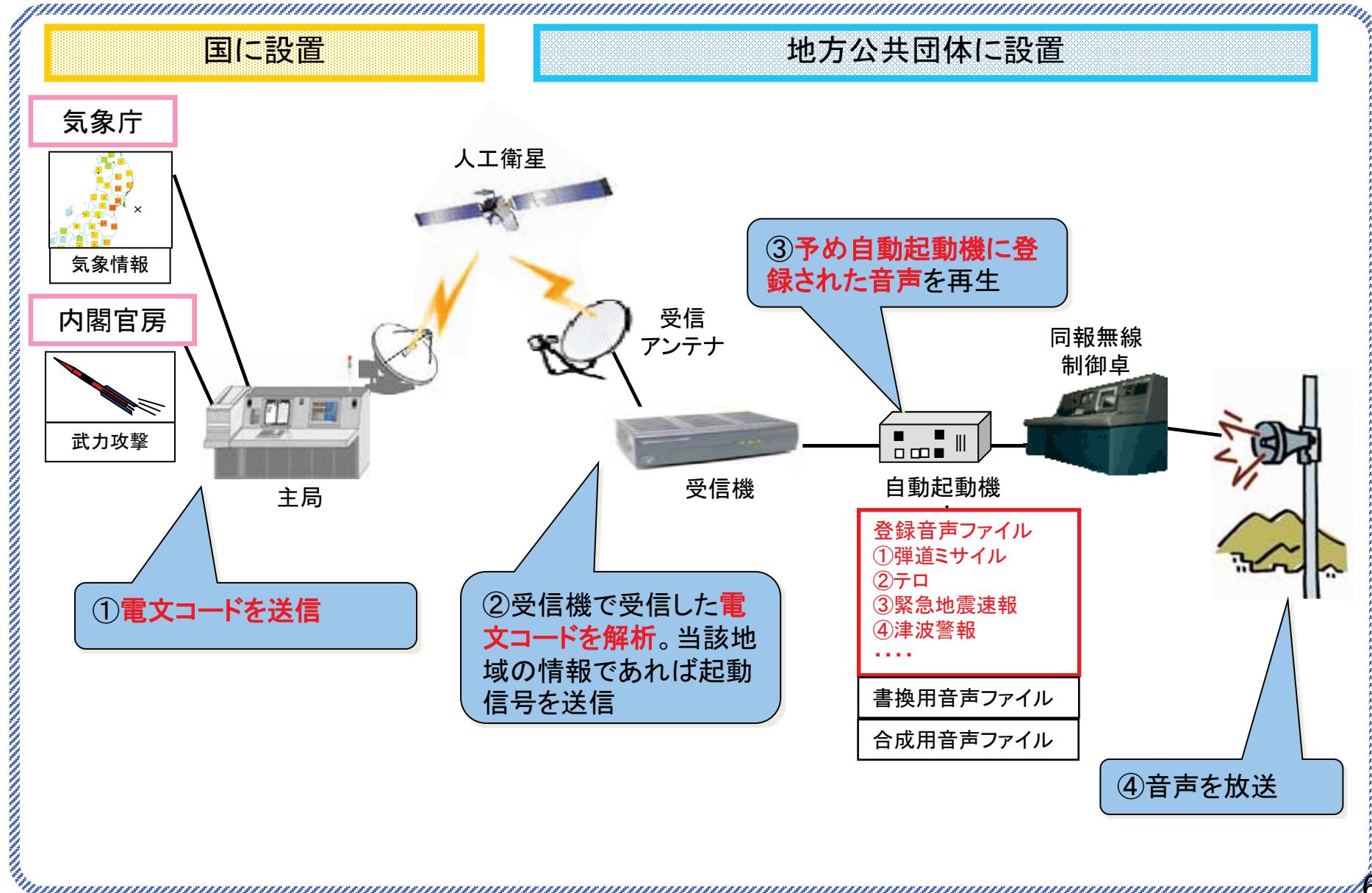
②システムの稼働状況等の適切な管理

ソフトウェアの更新、音声ファイルの書換え、音声合成、防災行政無線への音声出力及び受信機・自動起動機の稼働状況等について、消防庁において地上回線経由で確認できるようにする。



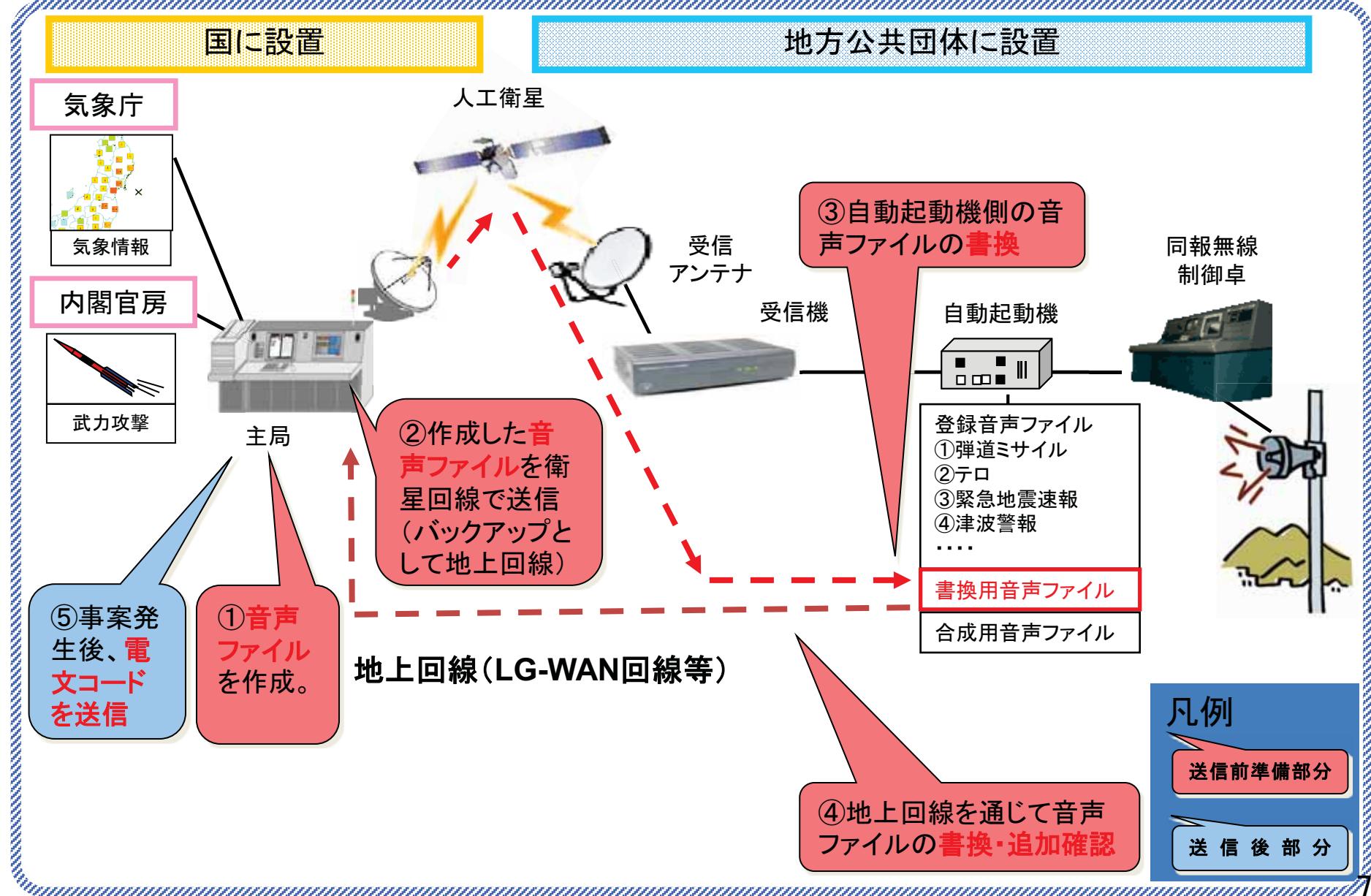
状況に応じた内容の音声放送(①登録音声方式)

【従前機能】自動起動機に予め格納されている音声ファイルを再生



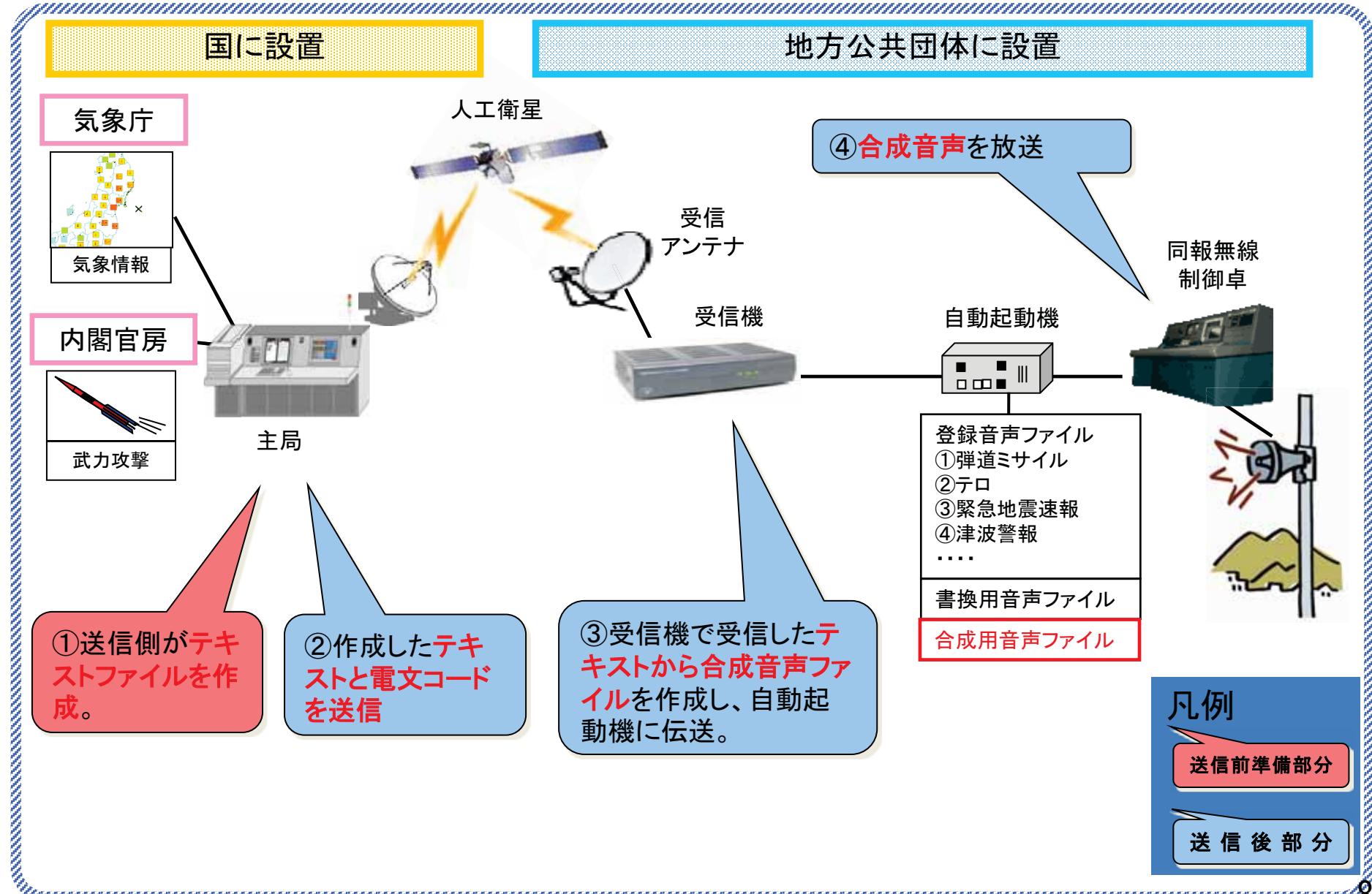
状況に応じた内容の音声放送(②事前音声書換方式)

【新規機能】送信側で音声ファイルを作成、受信機経由で自動起動機の音声ファイル書き換え



状況に応じた内容の音声放送(③即時音声合成方式)

【新規機能】送信側でテキストファイルを送信し、受信機で音声合成を行い放送

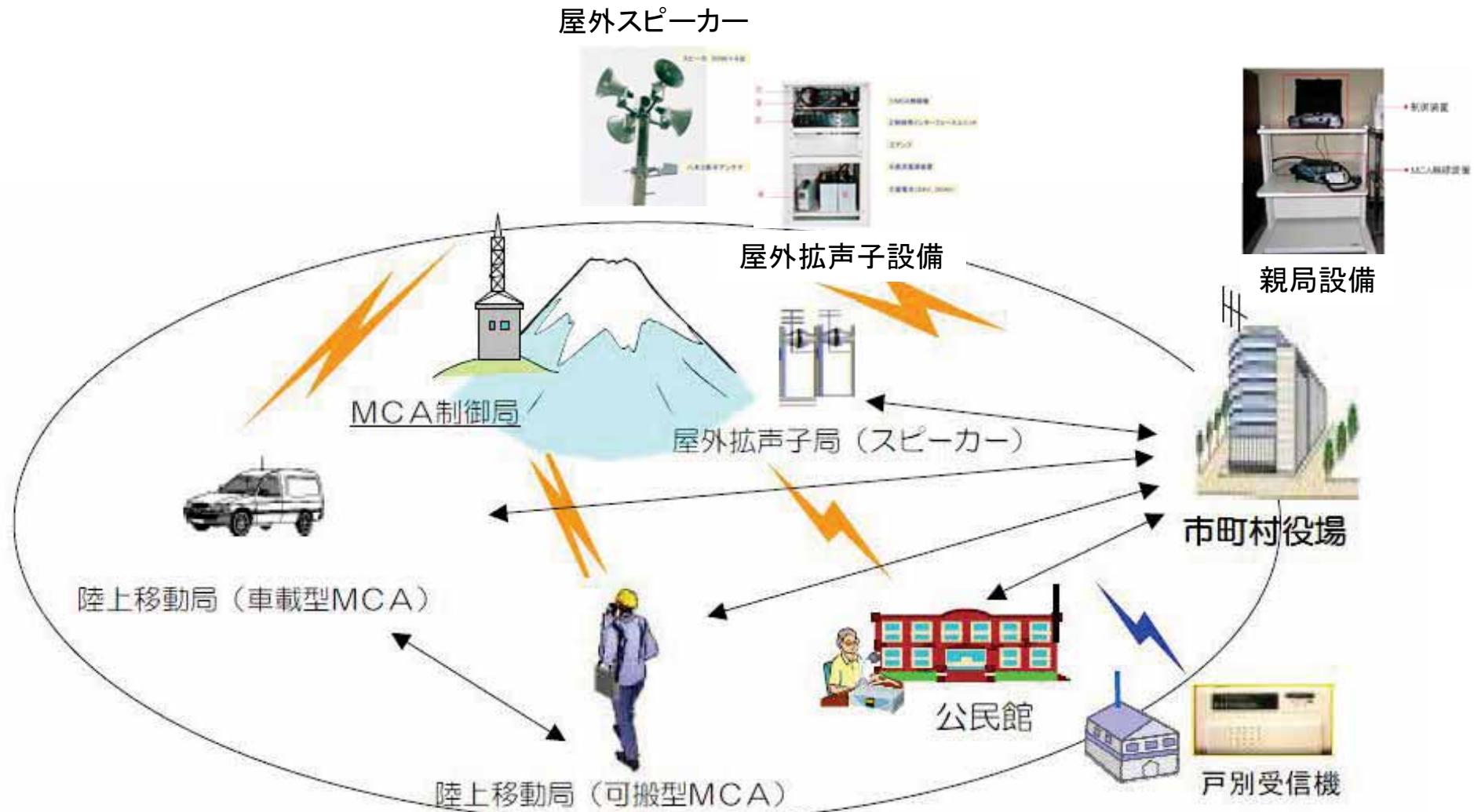


伝達手段の現状

手段	端末	特徴
同報系防災行政無線	屋外スピーカー 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における整備率は約75%。 専用波のため、輻輳が起こりにくい。 市町村の実情に合わせてエリア設計が可能。 <p>※平成22年2月時点の運用自治体267団体</p>
MCA無線	戸別受信機 (ラジオ兼用の戸別受信機等含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 汎用品で構成されるため、安価に構築可能。 自由度が高く、どの端末も統制局として利用可能。 (財)移動無線センターの設備を利用するため、中継設備等の費用が不要。 自治会等から地域内に向けた放送が可能 <p>※平成22年2月時点の運用自治体 1団体</p>
地域インターネット(IP告知)	戸別受信機 (ラジオ兼用の戸別受信機等含む) 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用できる。 インターネット区間では、高い音質が保てる。 <p>IPネットワークであるため、汎用性があり、防災用途以外にも広く活用可能。</p> <p>※平成22年2月時点の運用自治体 4団体</p>
ケーブルテレビ(網)	ケーブルテレビ 	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ網を活用し、音声を伝達。 テレビ画面でテロップ等の文字情報を伝達することも可能 <p>※平成22年2月時点の運用自治体 5団体</p>
コミュニティFMラジオ	ケーブルテレビ 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のFMラジオ局を活用可能。 同報無線より起動時間が早い 屋外スピーカーは同報無線より安価に整備可能 戸別受信機は平常時はラジオとして活用可 <p>※平成22年2月時点の運用自治体 4団体</p>

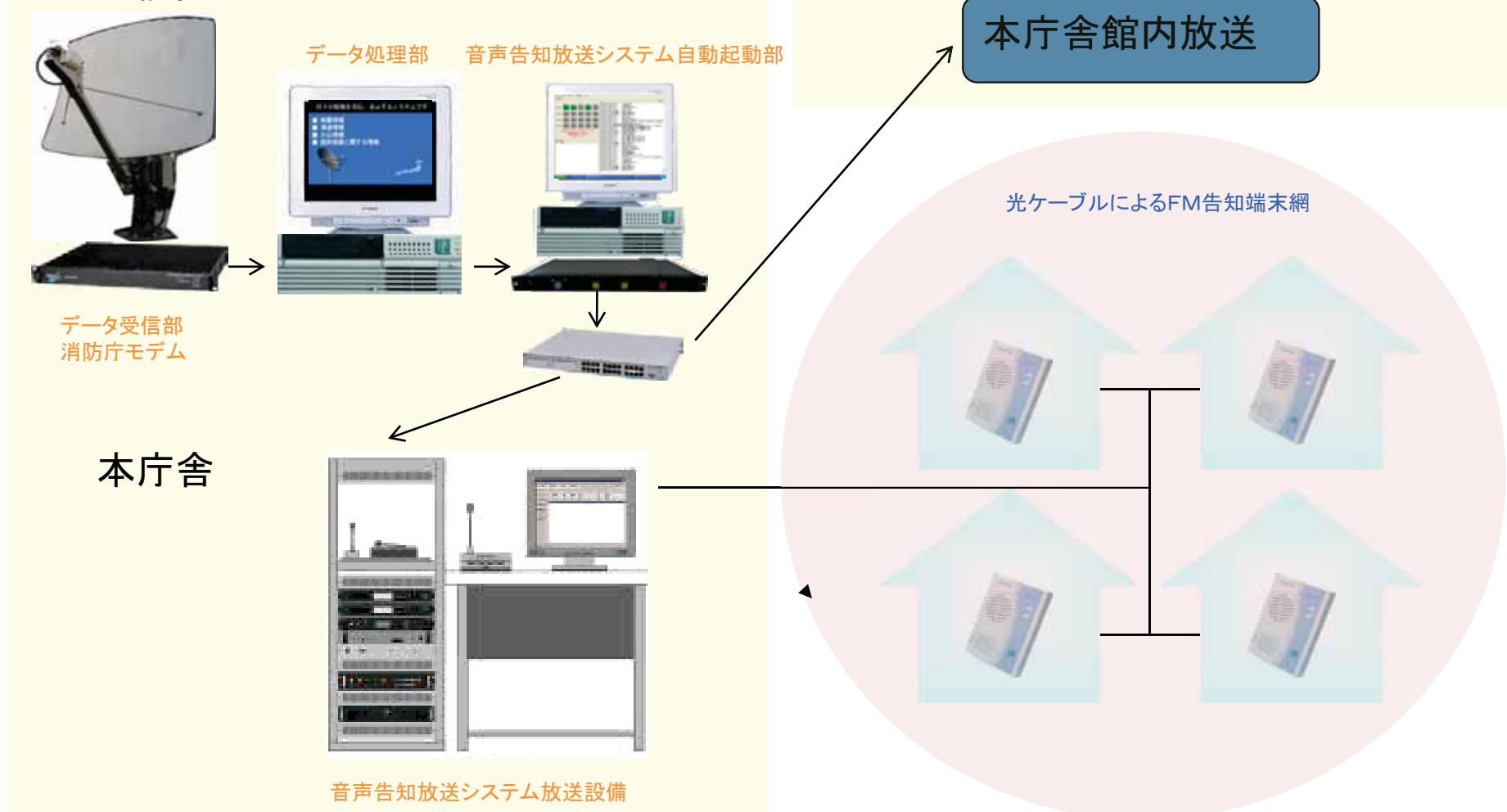
MCA防災無線(例)

- 一般業務用として使用してきたMCA無線を防災無線として活用するシステム。
- 同報無線より安価で構築できることに加え、複数の相手に情報を伝達する同報機能、災害などに強い信頼性を備えるとともに、通信エリアが広域であるため市町村合併に柔軟に対応可能。



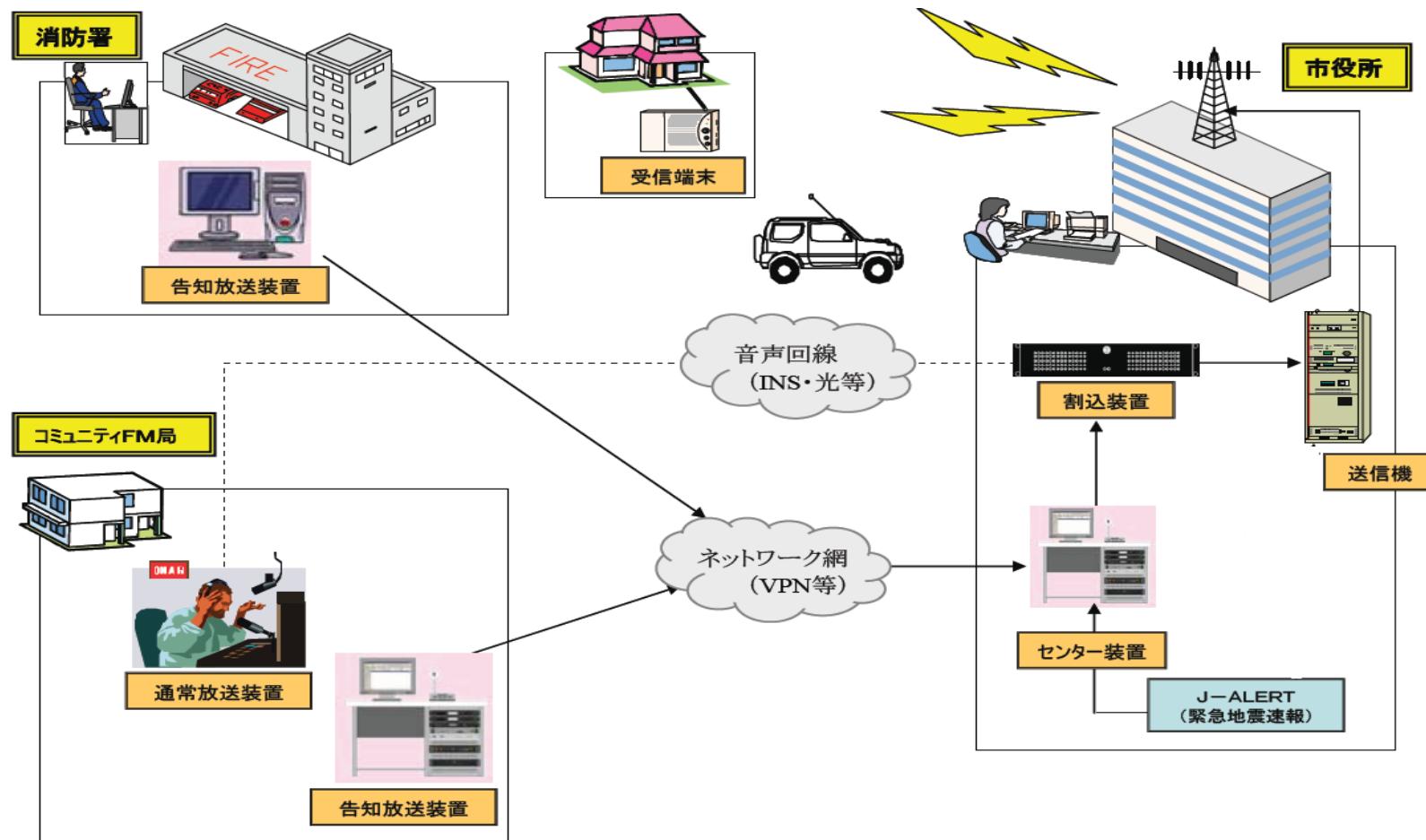
香川県まんのう町 光ケーブルを利用したFM告知(例)

- ケーブルテレビ網を活用し、戸別のFM告知端末(受信機)及び屋外スピーカーにより音声を伝達するシステム。
- 光ファイバを活用することにより、受信から伝達までが瞬時に行え、既存のケーブルテレビ網を活用することで比較的安価に整備ができることが特徴。テレビ画面でテロップ等の文字情報を伝達すことも可能。



滋賀県草津市 コミュニティFMによる告知放送（例）

- コミュニティFMを利用した戸別の告知端末（受信機）及び屋外スピーカーにより音声を伝達するシステム。
- 各種告知（一般放送）や緊急放送を確実に伝達するため、受信端末は自動起動機能があり、電源のON・OFFにかかわらず放送を受信することが可能。また、起動時間が同報無線より短いため、J-ALE RT等の瞬時警報の伝達に有効。



伝達手段の拡充

○伝達手段拡充の考え方

緊急情報をできるだけ多くの住民に知らせるため、多様な伝達手段を認めるべきか。

手段	端末	特徴
防災情報メール(E-Mail)	携帯電話 PC	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の者(防災担当者や希望する住民等)に文字情報で直接伝達。 ・安価に構築可能。 <p>※平成22年2月時点の運用自治体617団体 登録件数 約223万件</p>
エリアメール等	携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市区町村にいる者だけに文字情報で伝達。 ・メールアドレス管理が不要。 ・同報配信により輻輳なく多数の携帯電話に配信。 ・自治体独自の情報も配信可(避難指示等) ・エリアメールはNTTドコモ社のサービス。現在、J ALERTとの接続は認めていない。 <p>※平成22年2月時点の運用自治体281団体 (防災情報メール運用617団体の内数)</p>
その他	館内放送設備 電光掲示板 WEBサイト FAX	<ul style="list-style-type: none"> ・館内放送により施設の在館者に広く伝達。 ・補助的手段として電光掲示板や自治体WEBサイト、FAXにも活用可。



情報受信機関の拡大

○運用当初からの情報受信機関	備考
	<p>○運用団体数(H22.3.1現在) 都道府県…46団体(98%) 市区町村…344団体(19%) (出先機関 47箇所 学校 31箇所 病院 3箇所)</p>
○平成21年1月に追加された情報受信機関	備考
<p>気象庁、国交省等 指定行政機関</p> <p>管区警察局等 指定地方行政機関</p> <p>NHK等 指定公共機関</p>	<p>○運用団体数(H22.3.1現在) 指定行政機関…2団体(消防庁・気象庁) 指定地方行政機関・5団体 (大阪管区気象台等) 指定公共機関…4団体(NHK等)</p>
○今後情報受信機関として検討すべき団体	備考
<p>地方の民放等 指定地方公共機関</p> <p>集客施設 (デパート・駅等)</p> <p>私立の学校</p> <p>私立の病院・ 社会福祉施設</p>	<p>○論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地方公共機関について、指定公共機関と同様に認めるべきか。 ・公立の学校、病院は地方公共団体として情報受信できるが、私立についても認めるべきか。 ・集客施設について、一定の条件(所属市区町村の管理等)を満たすことにより認めるべきか。

新型受信機の機能



オンライン接続による自動での受信機状態管理、ソフトウェア更新

音声合成、音声追加機能による柔軟な放送

【初期登録情報】

津波警報	気象警報
噴火警報	弾道ミサイル情報
緊急地震速報	航空攻撃情報
震度速報	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
東海地震予知情報	大規模テロ情報

指定河川洪水予報(追加)
土砂災害警戒情報(追加)
記録的短時間大雨情報(追加)
竜巻注意情報(追加)
消防庁緊急災害情報(追加)

【柔軟な音声情報】

テキスト送信による音声合成機能((追加))
自動で音声を追加する機能(追加)

【その他】

PDFファイル(追加)
テキストファイル(追加)
テロップ情報(追加)

外部インターフェースにより
様々な機器と連携可能

【同報無線起動】



自動起動機 同報無線制御卓

【接点制御】



防潮水門 エレベーター

【音声出力】



館内放送

【回転灯制御】



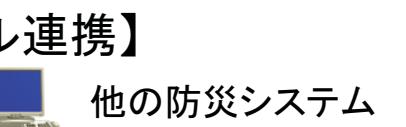
回転灯

【メール送信】



携帯電話

【ファイル連携】



他の防災システム

【管理操作】



WEBブラウザ

H18. 1～3月実施の実証実験結果について

J-ALERT実証実験結果まとめ(同報無線自動起動所要時間・自然災害関係情報)

No	自治体名称	実験日時	同報既設メーカー	親局無線機の種別 【アナログ・デジタル】	呼出セレコール方式の種別 【アナログ・デジタル・混在】	市町村合併に 伴う統合卓 【有・無】	実証実験時 接続先	中継局数	同報無線 自動起動 所要時間統計 (秒)	送受信・自動起動装 置制御に要する時間 (秒)	自動起動に 要する時間 (秒)
1	東京都 豊島区	1/10～1/11	A社	アナログ	デジタルセレコール	無	親卓	無	4.2	1.1	3.1
2	岩手県 釜石市	1/12～1/13	B社	アナログ	アナログ→混在	無	親卓	有(制御無):1	7.2	1.3	5.9
3	北海道 上富良野町	1/16～1/18	C社	アナログ	実際は混在、 実験はデジタルのみ	無	親卓	無	7.3	1.6	5.7
4	埼玉県 日高市	1/19～1/20	D社	アナログ	デジタルセレコール	無	親卓	無	7.1	1.4	5.7
5	群馬県 川場村	1/23～1/24	C社	アナログ	混在	無	親卓	無	8.1	1.2	6.9
6	長野県 飯田市	1/26～1/27	E社	アナログ	混在	無	親卓	無	12.0	1.1	10.9
7	静岡県 吉田町	1/30～1/31	E社	アナログ	混在	無	親卓	無	12.3	1.5	10.8
8	千葉県 富浦町	2/2～2/3	F社	デジタル	デジタルセレコール	無	親卓	有: 1	20.0	1.2	18.8
	千葉県 富浦町 2回目	2月23日	F社	デジタル	デジタルセレコール	無	親卓	有: 1	9.7	1.3	8.4
9	福岡県 前原市	2/6～2/7	G社	アナログ	デジタルセレコール	無	親卓	無	8.2	1.2	7.0
10	愛媛県 松山市	2/8～2/10	G社	アナログ	デジタルセレコール	無	遠隔制御器	有: 1	10.3	1.1	9.2
		2/8～2/10	B社	アナログ	デジタルセレコール	無	遠隔制御器	無	7.7	1.1	6.6
11	香川県 宇多津町	2/13～2/14	H社	デジタル	デジタルセレコール	無	親卓	無	16.0	1.3	14.7
12	鳥取県 南部町	2/16～2/17	B社	アナログ	デジタルセレコール	有	統合卓	無	21.6	0.8	20.8
13	奈良県 黒滝村	2/20～2/21	I社	アナログ	デジタルセレコール	無	遠隔制御器	2	14.6	1.2	13.4
14	兵庫県 市川町	2/22～2/24	B社	アナログ	デジタルセレコール	無	親卓	有(制御無) 簡易:1	7.8	1.6	6.2
15	福井県 美浜町	2/27～2/28	B社	アナログ	デジタルセレコール	無	親卓	無	4.6	1.5	3.1
16	福井県 越前市	3/1～3/2	B社	アナログ	デジタルセレコール	無	親卓	有(制御有) 中継1・簡易2	4.1	1.1	3.0

(注)国民保護関係情報の場合、ファイル数の相違のため、送受信・自動起動装置制御に要する時間は1～2秒長い。

自動起動時間の短縮化について

○同報系防災行政無線の自動起動時間に関する諸要因について

- ・同期処理時間…デジタル同報系防災行政無線では同期処理が必要。
- ・セレコール方式…同報系防災行政無線の親卓から子局への信号送信形式の相違。
- ・中継局…中継局を置く場合はその処理に数秒を要する。
- ・統合卓…合併団体で統合卓を設置している場合、親卓のみに比べ自動起動時間が長くかかる。

○これまでの取り組み

平成18年4月、電波産業会に対しJ-ALERT導入に伴う同報系防災行政無線の自動起動所要時間の短縮するため、電波産業会が定める統一規格の変更等について依頼。

○今後の取り組み

平成22年2月、同報系防災行政無線メーカー各社に対し、自動起動時間の短縮化についてアンケートを実施。

今後、同アンケート結果について分析を実施し、引き続き電波産業会及び同報系防災行政無線メーカー各社と協議を行っていく予定。

J-ALERTに関する普及・啓発活動の取組

- 平成17年度に視聴覚資料を作成し、消防庁のウェブサイトに掲載（平成22年度に内容の更新を検討）



- 平成21年度は、J-ALERTの全国一斉整備に向け、J-ALERTの概要を紹介したリーフレットを作成し全国の市区町村に配布



- 每年開催している国民保護ブロック会議に加え、平成22年度からJ-ALERT担当者会議を行い、自治体職員に対する啓発活動を実施
- 今後、国民保護訓練における警報の伝達や、有事サイレンを住民に認知させるための定期的な放送等、J-ALERTの利活用方法を検討

チリ中部沿岸を震源とする地震による津波に関するJ-ALERTの総括

1 津波警報等の放送状況

分類	市区町村数
J-ALERTにより <u>防災行政無線等を自動起動</u> し、住民へ情報伝達を実施している団体	282
気象庁から津波警報・注意報の発表された地域の団体	125
実際に警報・注意報が放送された団体	<u>93</u>
複数回放送された団体	<u>72</u>
注意報解除時に誤って注意報が放送された団体	<u>5</u> (※)

(※) 千葉県勝浦市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県小田原市、静岡県下田市、三重県鳥羽市

2 気象電文形式とJ-ALERTについて

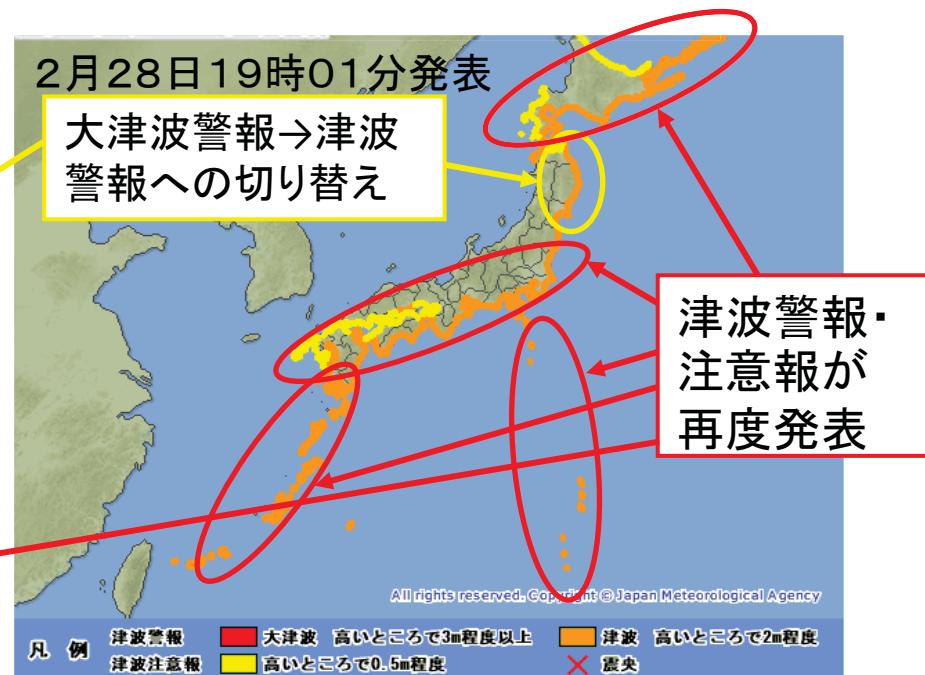
【気象電文例】平成22年 2月28日19時01分 気象庁発表

```

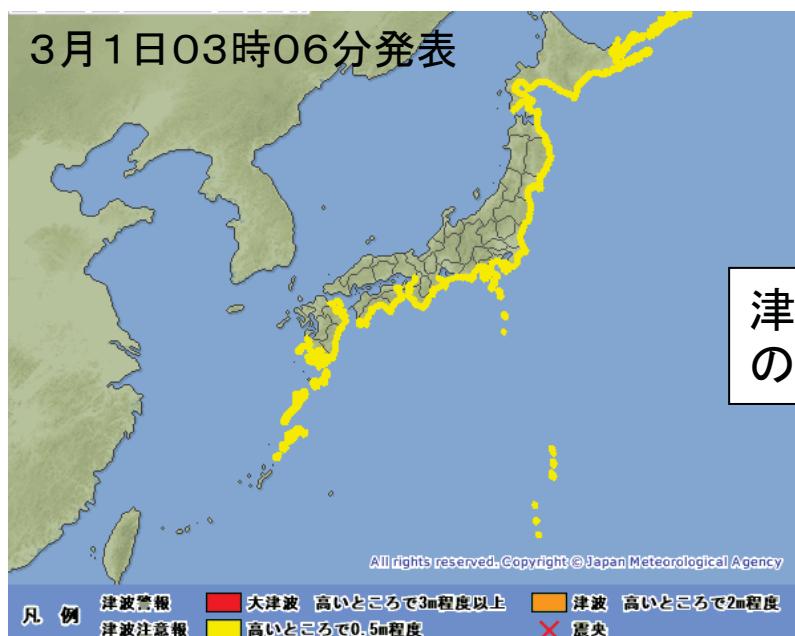
03 03 00(通常情報) 100228190159 C21 E1 1002280933
1002281901 T IN 1(切り替え報) T HD(見出し情報) 0 4 T FR(本文情報) 201 5251 0 210 5251 0 220 5251 0 T FN(予報区ごとの警報・注意報に関する情報) 201 51 210 51 220 51 100 51 101 51
102 51 200 51 250 51 300 51 310 51 311 51 312 51 320 51...T
OP(付加情報) 100000100...
津波警報・注意報
平成22年 2月28日19時01分 気象庁発表
津波警報・注意報の切り替えをお知らせします
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
津波警報の種類を切り替えた沿岸は次のとおりです
<大津波から津波への切り替え>
青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
現在津波警報・注意報を発表している沿岸は次のとおりです
<津波>
青森県太平洋沿岸、岩手県、...
<津波注意>
北海道日本海沿岸南部、オホーツク海沿岸
※下線やカッコ内は、注釈のために付したもの。

```

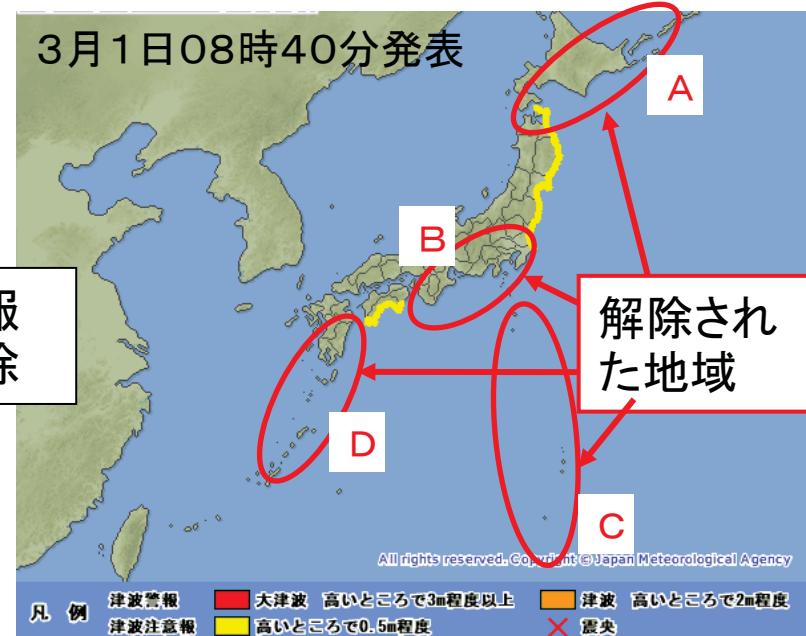
※下線やカッコ内は、注釈のために付したもの。



3 一部解除時の誤った警報・注意報放送について



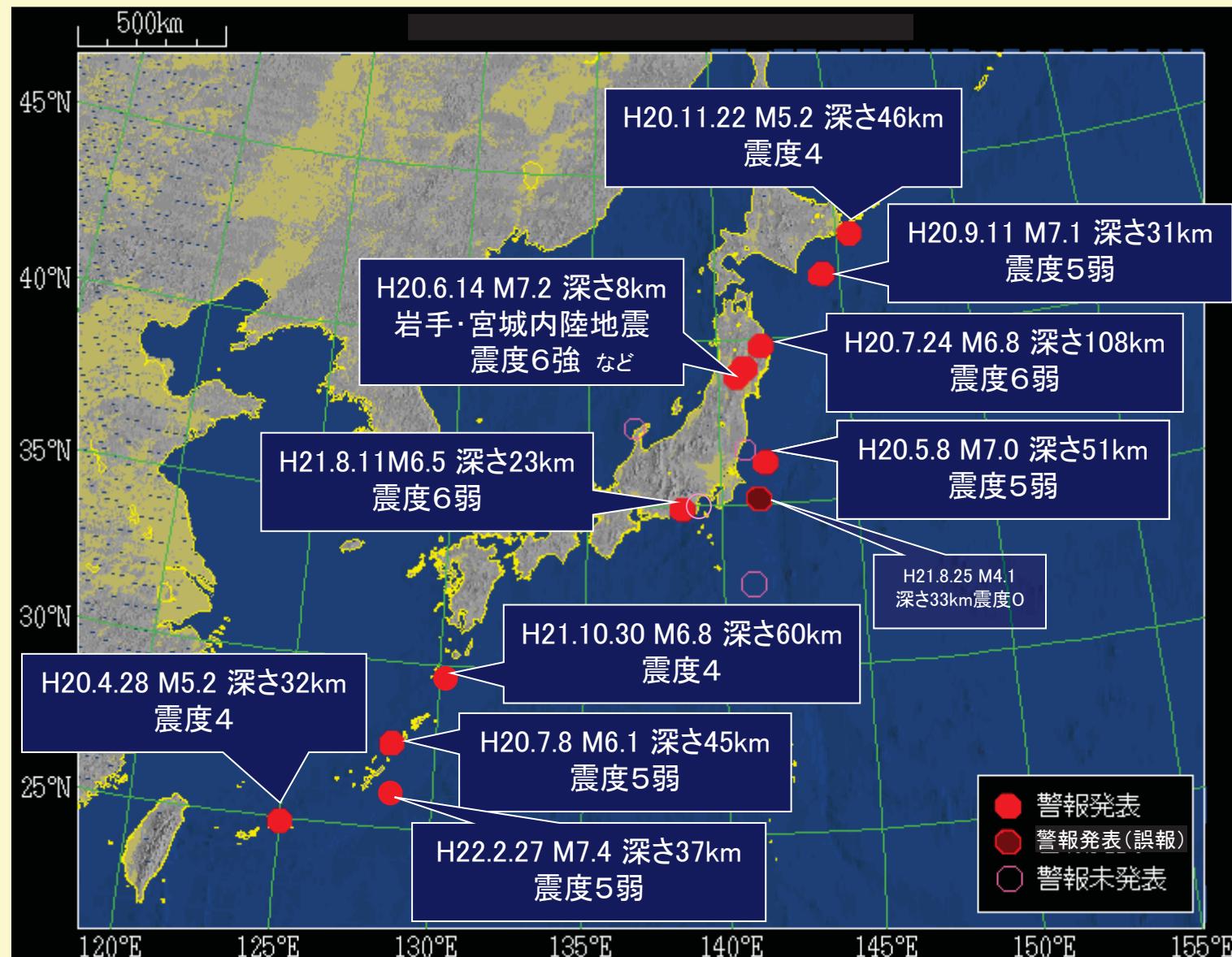
津波注意報
の一部解除



緊急地震速報の 最近の取り組み

気象庁地震火山部管理課
即時地震情報調整官 内藤宏人

最近の事例 (本運用開始～平成22年2月28日)



13個の地震について、14回発表 (岩手・宮城内陸地震では第2報を発表)

最近の事例（本運用開始～H22.2.28）

緊急地震速報(警報)を発表した地震

	震央等	発生年月日	M	観測した最大震度	予測した最大震度	結果
事例1	宮古島近海	平成20年4月28日	5.2	4	5弱	—
事例2	茨城県沖	5月 8日	7.0	5弱	[5弱] ^{※1}	×
事例3	平成20年岩手・宮城内陸地震	6月14日	7.2	6強	6強	○
事例4	同 最大余震	6月14日	5.7	5弱	5弱	○
事例5	同 余震	6月14日	5.2	4	[5弱] ^{※2}	—
事例6	沖縄本島近海	7月 8日	6.1	5弱	5弱	△
事例7	岩手県沿岸北部	7月24日	6.8	6弱	5弱	△
事例8	十勝沖	9月11日	7.1	5弱	5強	○
事例9	根室半島南東沖	11月22日	5.2	4	5弱	—
事例10	駿河湾	平成21年8月11日	6.5	6弱	5強	○
事例11	千葉県東方沖	8月25日	4.1	0	5弱	—
事例12	奄美大島北東沖	10月30日	6.8	4	5弱	—
事例13	沖縄本島近海	平成22年2月27日	7.4	5弱	5弱	○

震度5弱以上を観測したが緊急地震速報(警報)を発表しなかった地震

	震央等	発生年月日	M	観測した最大震度	予測した最大震度	結果
事例14	石川県能登地方	平成20年1月26日	4.8	5弱	4	×
事例15	茨城県沖	7月 5日	5.2	5弱	4	×
事例16	八丈島東方沖	平成21年8月13日	6.6	5弱	4	×
事例17	伊豆半島東方沖	12月17日	5.0	5弱	4	×
事例18	伊豆半島東方沖	12月18日	5.1	5弱	4	×

凡例：

○：観測した最大震度が5弱以上で、全対象予報区の全域で間に合った

○：観測した最大震度が5弱以上で、全対象予報区で間に合ったが、予報区内の一部の領域で間に合わなかった

△：観測した最大震度が5弱以上で、間に合った予報区もあるが、予報区内の全域で間に合っていない予報区もある

×：見逃し（観測した最大震度が5弱以上で、全対象予報区で間に合わなかった又は緊急地震速報（警報）を発表しなかった）

—：空振り（観測した最大震度が4以下）

※1 警報を発表した時点で、全対象予報区に間に合わなかった

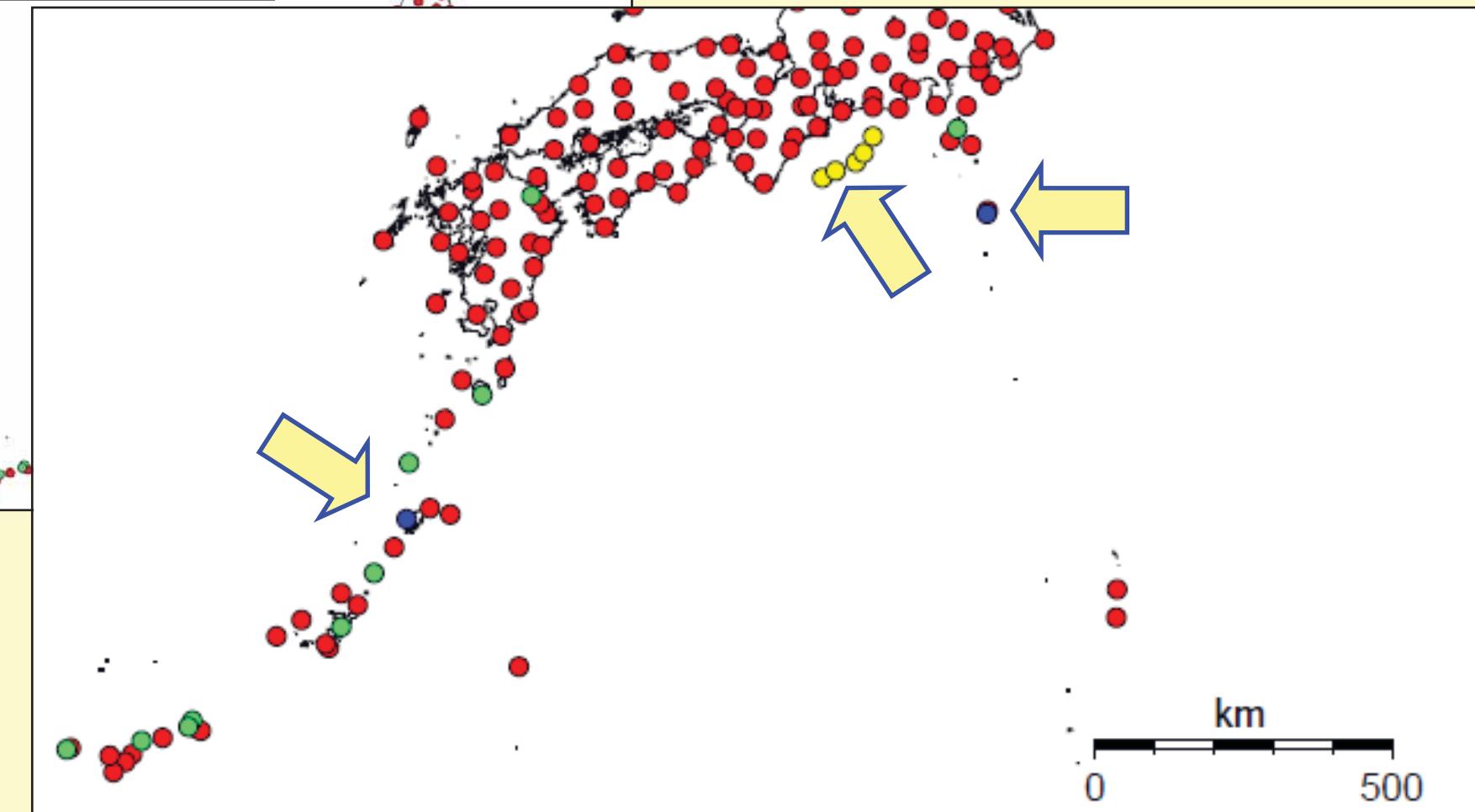
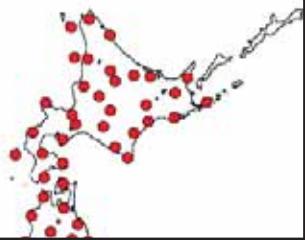
※2 観測した最大震度は4で、空振りであり、且つ、警報を発表した時点で、全対象予報区に間に合わなかった

地震観測網の増強

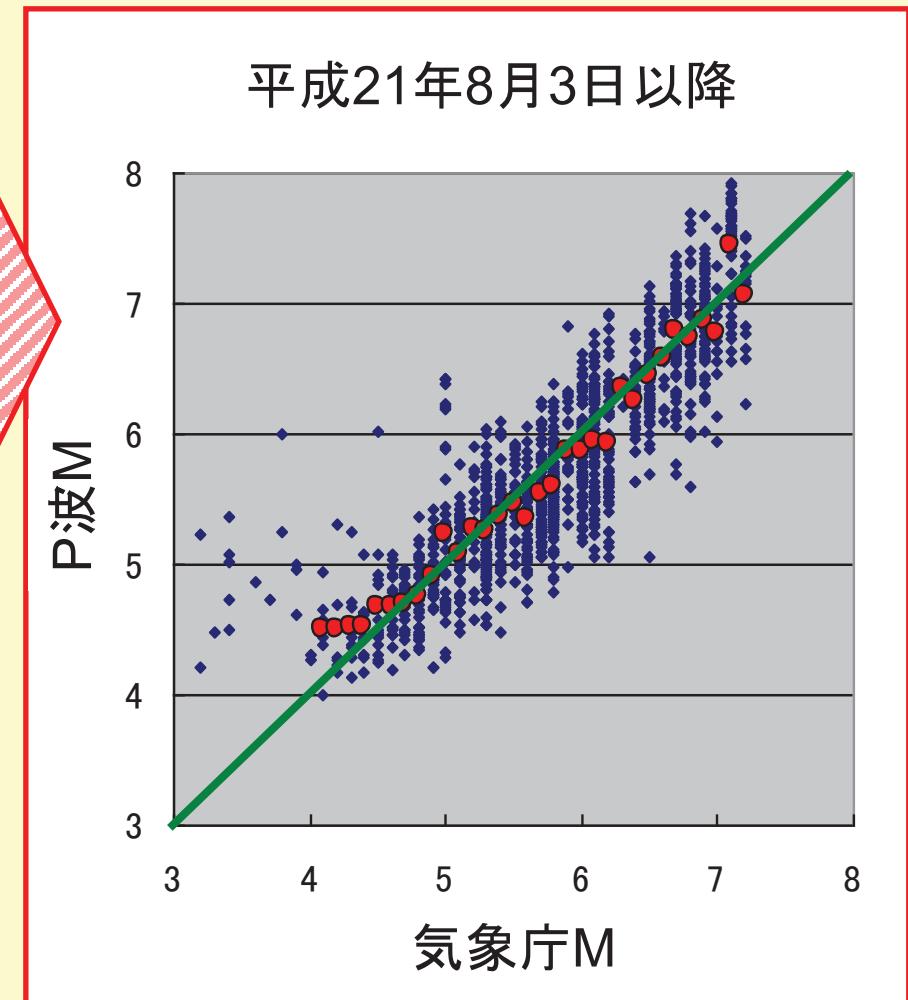
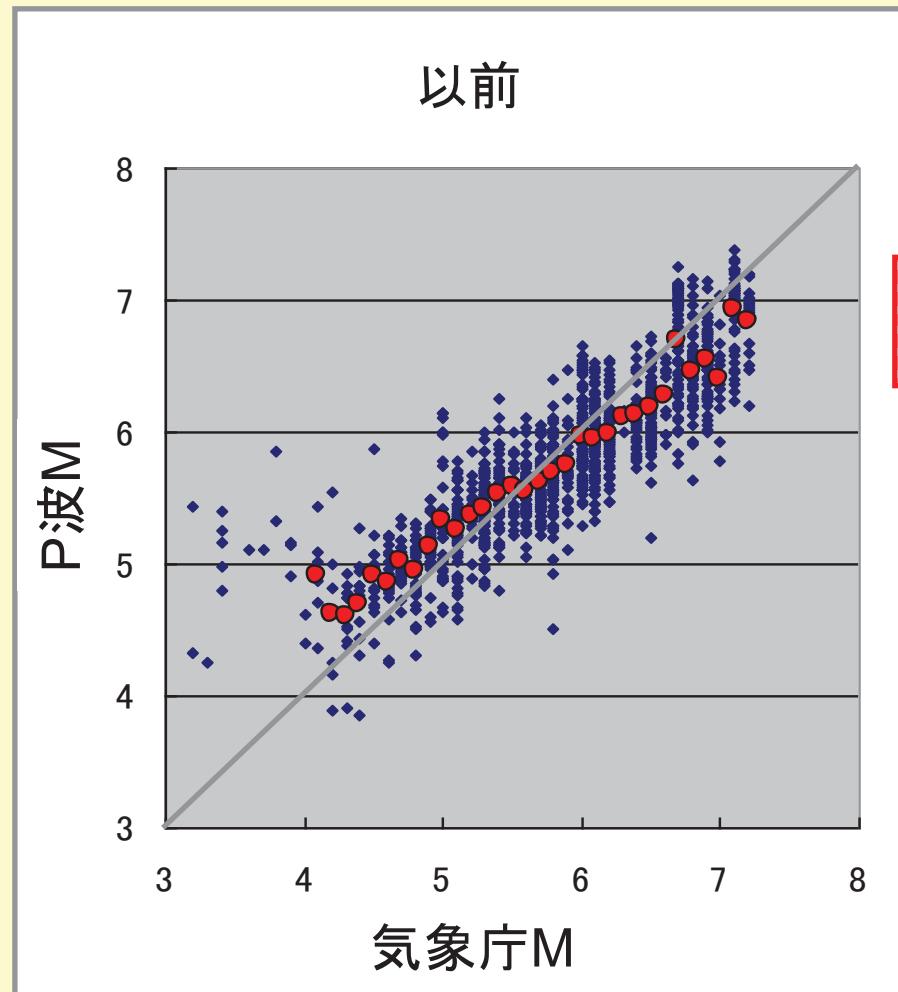
気象庁の地震観測網

- 203箇所
- 5箇所(海底地震計)
- 2箇所(島しょ部)
- 調整中: 10箇所

H.21.8.3
運用開始



P波マグニチュード(M)推定式の見直し



2004年5月～2007年12月までのデータに2008年の
警報発表事例を加えた。●は各Mにおける平均値

小さな地震のMは大きめに、
大きな地震のMは小さめに推定していた

P波だけでもより適切なMを推定

誤報への対策

経緯

8月25日千葉県東方沖の地震(M4.1、震度0)の際、観測点のプログラムのバグのため、緊急地震速報(警報)を発表。

実際に地震が発生していたため、「取り消し(キャンセル報)」は行わず、「震源・震度に関する情報」で、無感地震であった旨のお知らせを実施。

その後、記者レクや、サイスモオシラセ報で誤報と思われる旨をお知らせしたものの、テレビなどでは報道されたが、携帯電話や専用の受信端末のユーザーには直接伝達する手段がなく、無感地震であったことを周知できず。

そのため、一部の利用者から、いつまでたっても強い揺れが発生しないがどうすればよいのかとか、誤報ではないかとの問い合わせあり。



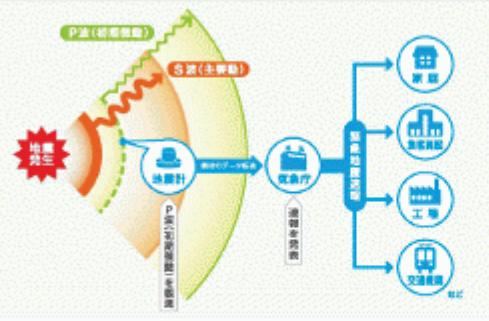
対策

誤報と思われる緊急地震速報(警報)発表した場合、一連の緊急作業が終った直後(10分後を目処)に、誤報である旨を記載したサイスモオシラセ報を発表する。

緊急地震速報発表時の強い揺れに対する警戒を要する期間について、今まで周知が足りなかつたことも今回の混乱の原因の一つと考えられるため、改めて、周知・広報する。

パンフレットの修正

緊急地震速報のしくみ



- 震源近くで地震波(P波、初期微動)をキャッチし、震源や規模、想定される揺れの強さ(震度)等を自動計算
- 地震による強い揺れ(S波、主要動)が始まる前に素早くお知らせ
- 震度5弱以上を予測した場合に、緊急地震速報(警報)を発表
- 時間経過とともに精度がよくなる緊急地震速報(予報)を繰り返し発表

震源地附近では、緊急地震速報が早い間に間に合いません。
緊急地震速報(警報)を早いタイミングで発表できない場合があります。

本予測した震度には±1程度の誤差を伴います。

緊急地震速報は、どうやって聞くことができるの？



テレビ・ラジオ・携帯電話



防災行政無線



専用受信端末など

- テレビやラジオ^①を視聴している時に、報知音とともに放送されます

- 市町村^②の防災行政無線から報知音とともに放送されます

- 専用受信端末^③などでは、気象庁が発表する警報や予報のほか、独自に個別地点の震度を予測し、報知します

※1 幸運の番号を放送する市町村(全国報知警報システム(U-ALERT)を利用)から放送が開始されています

震度5弱以上で放送する局ばかりではなく、もっと大きな震度の時だけ放送するところもあります

※2 緊急地震速報を受信し、音声報知や振動の振幅表示行うための装置。専用受信端末を導入した事業者では、法人税等の軽減措置を受けられる場合があります

緊急地震速報を聞いたら、いつまで身を守ればいいの？

- 震源から遠い場所では、強い揺れが届くまでに時間がかかりますので、揺れがこなくても見聞きしてから1分程度は、身を守るなど警戒しましょう

- 地震による強い揺れは、長くても1分程度です。その間は身を守る行動をとり続け、揺れが収まっているから落ち着いて行動しましょう

ご注意ください！

気象庁が、国民のみなさまに受信装置の設置を義務づけたり、直接設置に伺ったりすることはありません。

※ 緊急地震速報は、財團法人地震構造技術研究会と気象庁による共同技術開発と、独立行政法人防災科学技術研究所による技術開発の成果により可能となりました



【お問い合わせ先】
気象庁 地震火山部管理課
〒100-8122 東京都千代田区霞光町1丁目3番4号
電話:(03)3212-8341(代表)

詳しくは

気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp/>

平成21年11月

ぼくたちの
命をまもるおしらせだ
いのち
高知県 北岡七海さんの作品

緊急地震速報

地震による強い揺れを事前にお知らせするための
地震動の予報・警報です

緊急地震速報のながれ



はじめにくる強い揺れを
すばやくキャッチ!
緊急地震速報を
配信!

ただちに放送!

国土交通省
気象庁

訓練が重要

緊急地震速報を入手できても、
実際に対応するまでには、

- ①緊急地震速報であると認識
 - ②行動内容の決定
 - ③実際の行動
- の時間かかる。

全国瞬時警報システムを利用した訓練を実施

平成20年7月4日、12月1日

平成21年6月4日、12月1日

通算39県市区町村が防災行政無線や庁舎内放送を行った訓練を実施。

今後も、年2回程度のペースで実施。

行動パターンを想定しておき、訓練を日頃から実施することで、時間短縮が可能

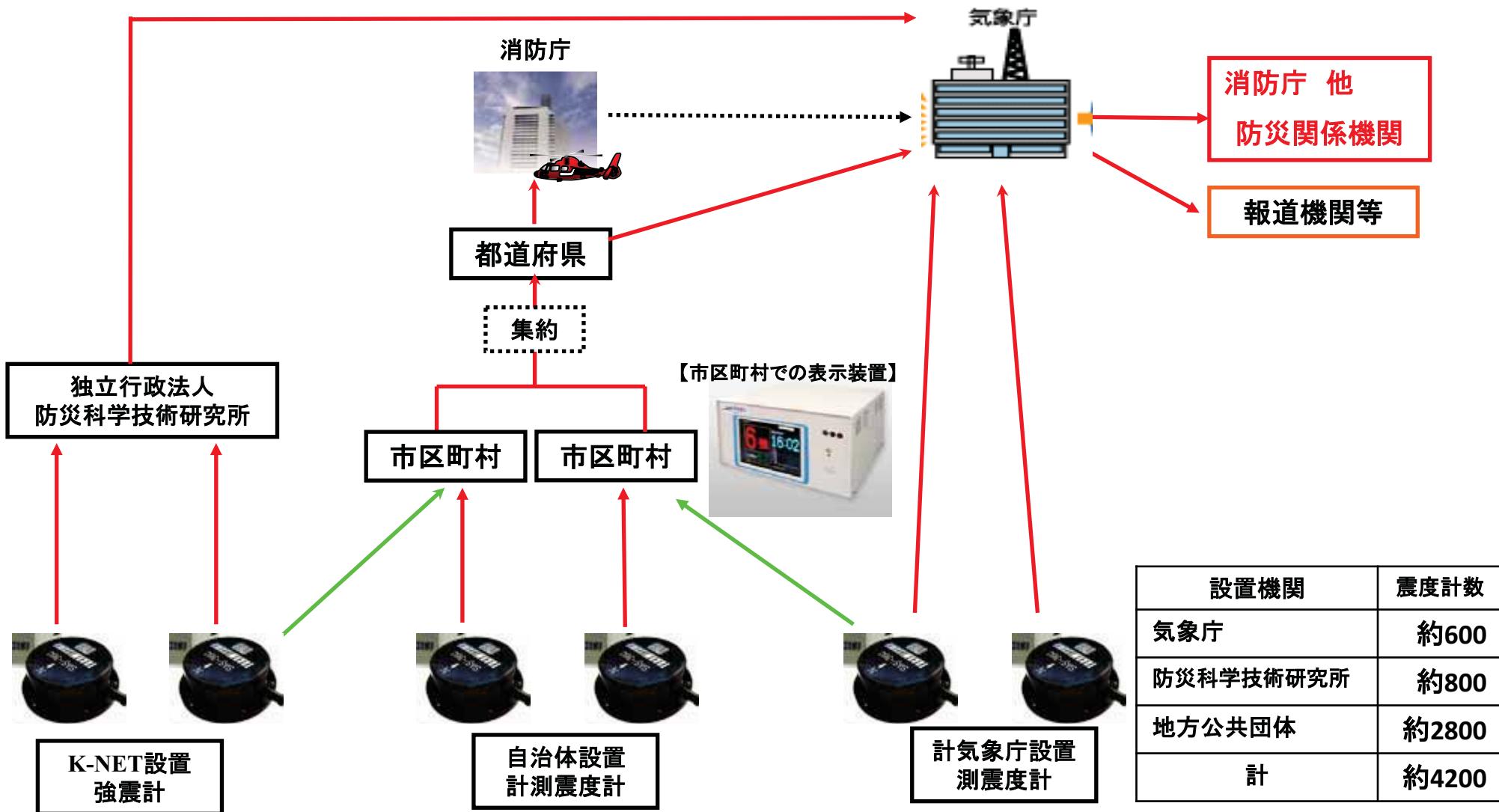


釜石市立平田小学校(2年生教室)
訓練緊急地震速報アラーム放送直後の児童。
写真：釜石市提供

震度情報ネットワークシステムの現状について

総務省消防庁国民保護・防災部
防災課長 飯島 義雄

震度情報ネットワークシステムの現状

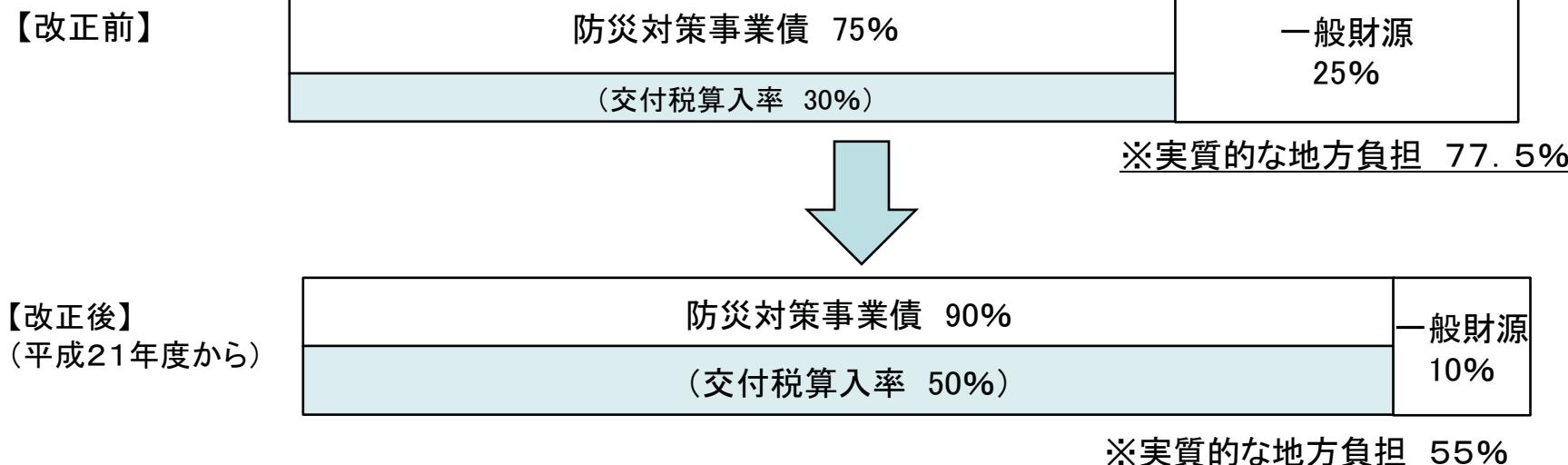


震度情報ネットワークシステムの整備・更新の推進について(その1)

■ 地方財政措置の拡充

震度情報ネットワークシステムの整備・更新については、防災基盤整備事業(起債充当率75%、交付税算入率30%)の対象としているが、整備から10年以上が経過しており、地方公共団体の初動体制の確保等のため、その更新と観測点の維持が急務となっている。

このため、平成21年度、22年度につき、防災基盤整備事業のうち「特に推進すべき事業」として、起債充当率90%、交付税算入率50%に拡充することとし、地方公共団体における震度情報ネットワークシステムの整備・更新の推進を図る。

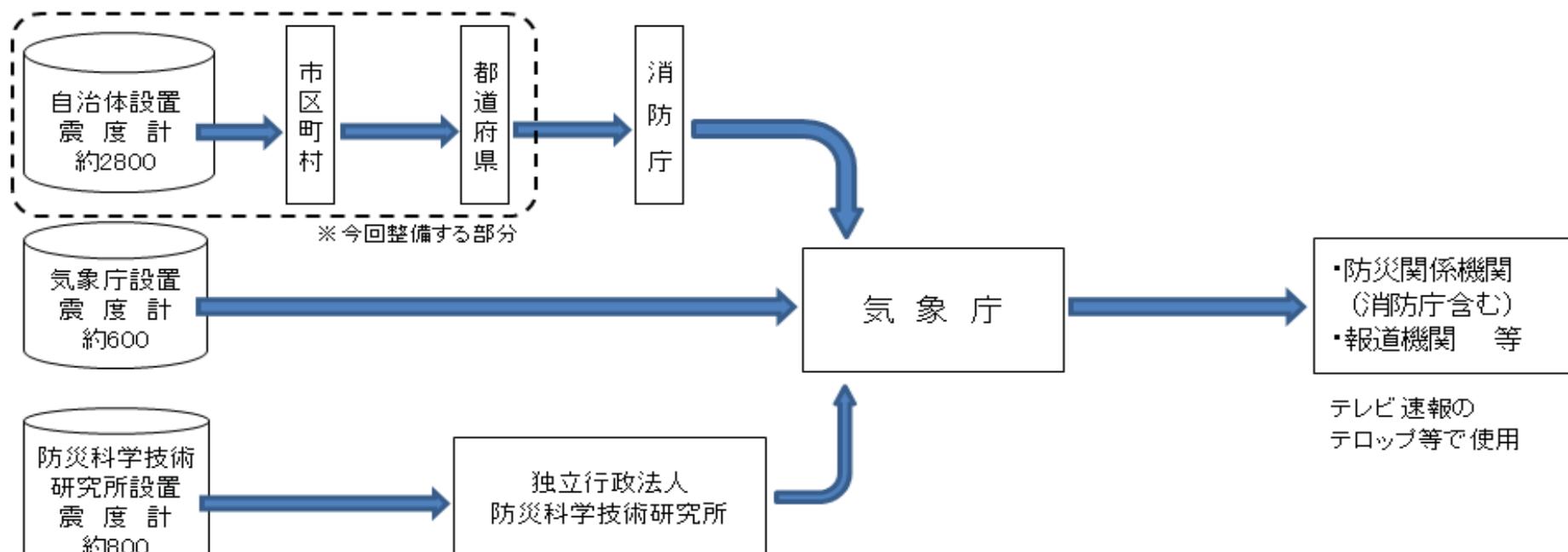


※ 震度計の設置場所が、震度情報を公表している気象庁若しくは防災科学技術研究所の震度計と一定距離離れているものに限る。

震度情報ネットワークシステムの整備・更新の推進について(その2)

■ 平成21年度補正予算による整備

震度情報を速やかに把握するとともに地震災害の被害想定に基づき、迅速な初動対応を行うため、都道府県設置の震度計について、全額国費(総額107.7億円)により精度の向上を図り、震度情報ネットワークシステムを全国一斉に整備する。



チリ中部沿岸を震源とする地震による津波について（第19報）

平成22年3月8日12時00分
消 防 庁

1 地震の概要及び被害の状況

(1) 地震の概要(気象庁調べ)

- ①発生日時 平成22年2月27日15時34分頃
- ②震源地 チリ中部沿岸(南緯36.1度、西経72.6度)
- ③規模 マグニチュード 8.6(推定)
- ④警報等 2月28日 9時33分 気象庁発表
大津波警報、津波警報、津波注意報は、3月1日10時15分をもって全て解除。警報等の発令・解除状況は別紙1のとおり

(2) 被害の状況

- ①人的被害 現在のところ被害情報なし
- ②住家被害 57棟

床上浸水	6棟	宮城県: 気仙沼市	2棟
		塩竈市	1棟
		女川町	1棟
		南三陸町	2棟
床下浸水	51棟	宮城県: 気仙沼市	36棟
		女川町	5棟
		南三陸町	2棟
		静岡県: 下田市	8棟

2 地方公共団体の対応状況

(1) 地方公共団体の対応状況

- 北海道 2月28日 9時33分 災害対策連絡本部
 - 3月 1日 1時07分 第1非常配備体制
 - 3月 1日 9時00分 解除
- 青森県 2月28日 9時33分 災害警戒対策本部
 - 3月 1日10時15分 解除
- 岩手県 2月28日 9時33分 災害対策本部
 - 3月 1日 1時40分 災害警戒本部
 - 3月 1日 16時05分 廃止
- 山形県 2月28日 10時30分 第一次配備体制
 - 2月28日 19時30分 解除
- 宮城県 2月28日 9時33分 特別警戒本部
 - 3月 1日 1時07分 警戒本部
 - 3月 1日 10時15分 解除

福島県 2月28日 9時33分 特別警戒配備体制
→ 3月 1日 1時07分 警戒配備体制
→ 3月 1日10時15分 解除

茨城県 2月28日 9時33分 警戒体制第2
→ 2月28日23時36分 警戒体制第1
→ 3月 1日10時15分 解除

栃木県 2月28日 9時33分 注意体制
→ 2月28日19時45分 解除

千葉県 2月28日 9時33分 第2配備体制
→ 2月28日23時36分 第1配備体制
→ 3月 1日 8時50分 解除

東京都 2月28日 9時33分 情報連絡態勢
→ 2月28日21時13分 情報監視態勢
→ 3月 1日 8時40分 解除

神奈川県 2月28日 9時33分 第1次応急体制
→ 2月28日21時13分 警戒体制
→ 3月 1日 8時40分 解除

新潟県 2月28日11時00分 情報連絡室
→ 3月 1日10時15分 廃止

石川県 2月28日 9時33分 注意配備体制
→ 3月 1日 8時30分 解除

福井県 2月28日 9時33分 警戒配備体制
→ 2月28日17時30分 注意配備体制
→ 3月 1日10時15分 解除

静岡県 2月28日 9時33分 警戒体制
→ 2月28日21時13分 情報収集体制
→ 3月 1日 8時40分 解除

愛知県 2月28日 9時33分 第一非常配備
→ 2月28日10時15分 災害対策本部
→ 2月28日21時15分 第一非常配備
→ 3月 1日 8時45分 解除

三重県 2月28日 9時33分 災害対策本部
→ 3月 1日 9時00分 廃止

大阪府 2月28日 9時33分 防災・危機管理警戒体制
→ 3月 1日 9時00分 解除

兵庫県 2月27日19時00分 情報連絡体制
→ 2月28日 9時33分 災害警戒本部
→ 2月28日23時36分 廃止

奈良県 2月28日 9時33分 災害警戒体制
→ 2月28日19時01分 解除

和歌山県 2月28日 9時33分 配備体制2号
→ 2月28日11時45分 災害対策本部
→ 2月28日23時36分 警戒体制2号
→ 3月 1日 8時40分 解除

鳥取県 2月28日10時23分 注意体制
→ 3月 1日 8時30分 解除

島根県 2月28日 9時00分 警戒体制
→ 2月28日19時00分 解除

岡山県 2月28日 9時33分 警戒体制
→ 2月28日13時00分 災害対策本部
→ 3月 1日 0時00分 解除

広島県 2月28日 9時33分 注意体制
→ 2月28日23時36分 解除

山口県 2月28日 9時33分 第1警戒体制
→ 2月28日23時36分 解除

徳島県 2月28日 9時33分 災害対策警戒本部
→ 2月28日23時36分 災害対策連絡本部
→ 3月 1日 8時40分 解除

香川県 2月28日 9時33分 第1次配備
→ 2月28日23時36分 解除

愛媛県 2月28日 9時33分 災害対策本部
→ 3月 1日 0時45分 警戒体制
→ 3月 1日 3時30分 解除

高知県 2月28日 9時33分 災害対策本部
→ 3月 1日 3時06分 震災第二配備態勢
→ 3月 1日14時00分 解除

福岡県 2月28日 9時33分 災害警戒本部
→ 2月28日23時36分 廃止

佐賀県 2月28日 9時33分 災害警戒本部
→ 2月28日23時36分 廃止

長崎県 2月28日 9時33分 災害対策本部
→ 3月 1日 0時30分 解散

熊本県 2月28日 9時33分 警戒体制
→ 2月28日11時00分 情報連絡本部
→ 3月 1日10時00分 廃止

大分県 2月28日 9時33分 災害警戒本部
→ 2月28日23時36分 災害対策連絡室
→ 3月 1日 9時00分 解散

宮崎県 2月28日 9時33分 災害警戒本部
→ 2月28日23時36分 情報連絡本部

→ 3月 1日 9時00分 解散
鹿児島県 2月28日 9時33分 災害警戒本部
→ 3月 1日 1時07分 情報連絡体制
→ 3月 1日 10時30分 解除
沖縄県 2月28日 9時33分 災害警戒本部
→ 2月28日 23時36分 警戒配備体制
→ 3月 1日 0時30分 災害準備体制
→ 3月 1日 3時06分 廃止

(2) 避難の状況

市町村が避難所等で避難を確認した人数の状況 別紙2のとおり(内閣府と消防庁が合同で調査)

※ 別紙2の対象世帯数、対象人数、避難所等での確認人数はピーク時の数である。

3 消防庁の対応

2月27日 16時00分 情報収集体制強化
20時20分 都道府県に対し「チリ中部沿岸で発生した地震について」を発出、市町村に対する周知を依頼
2月28日 8時50分 「チリ中部沿岸で発生した地震について」(第2報)発出
9時33分 消防庁災害対策本部設置(本部長:消防庁長官/第3次応急体制)
→ 3月 1日 17時00分 廃止
都道府県に対し「チリ中部沿岸で発生した地震に係る大津波警報等について(以下「防災課長通知」という。)を発出
10時10分 防災課長通知(第4報)発出
10時30分 防災課長通知(第5報)発出
12時05分 消防庁職員を青森県、岩手県、宮城県に各1名派遣
17時20分 防災課長通知(第6報)発出
19時10分 防災課長通知(第7報)発出
3月 1日 10時20分 防災課長通知(第8報)発出

4 政府の対応

2月27日 19時00分 官邸に情報連絡室を設置
→ 2月28日 8時30分 官邸対策室に改組
→ 2月28日 19時01分 官邸連絡室に改組
→ 3月 1日 6時00分 情報連絡室に改組
→ 3月 1日 11時00分 閉鎖
2月28日 8時30分 緊急参集チーム招集
9時03分 緊急参集チーム協議開始
10時20分 官房長官会見

5 緊急消防救援隊の状況

2月28日 13時30分 秋田県、山形県、群馬県、栃木県、新潟県に緊急消防救援隊出動準備の求め
指揮支援隊（新潟市、さいたま市）に出動準備の求め
19時20分 出動準備の要請解除

6 消防防災航空隊活動概要

2月28日の活動

〔青森県内〕（1団体）

青森県防災航空隊 情報収集活動及び広報活動を実施

〔岩手県内〕（3団体）

岩手県防災航空隊 情報収集活動を実施

秋田県消防防災航空隊・新潟県消防防災航空隊 花巻空港待機（※岩手県からの要請）

〔宮城県内〕（3団体）

宮城県防災航空隊・仙台市消防局航空隊 現場広報活動及び情報収集活動を実施

山形県消防防災航空隊 情報収集活動を実施（※宮城県からの要請）

〔その他の地域〕（21団体）

北海道防災航空隊・札幌市消防局航空隊・福島県消防防災航空隊・茨城県防災航空隊・横浜市安全管理局航空隊・静岡県消防防災航空隊・愛知県防災航空隊・名古屋市消防局航空隊・大阪市消防局航空隊・兵庫県消防防災航空隊・和歌山県防災航空隊・岡山市消防局航空隊・広島県防災航空隊・徳島県防災航空隊・香川県防災航空隊・高知県消防防災航空隊・福岡市消防局航空隊・熊本県防災航空隊・大分県防災航空隊・宮崎県防災救急航空隊・鹿児島県防災航空隊 それぞれ現場広報活動・情報収集活動等を実施

3月1日

〔青森県内〕（1団体）

青森県防災航空隊 情報収集活動を実施

〔岩手県内〕（1団体）

岩手県防災航空隊 情報収集活動を実施

〔宮城県内〕（1団体）

宮城県防災航空隊 情報収集活動を実施

〔その他の地域〕（2団体）

福島県防災航空隊・三重県防災航空隊 情報収集活動を実施

【問い合わせ先】

消防庁応急対策室

福田、以倉、鈴木(隆)、安達

電話 03-5253-7527(直通)

FAX 03-5253-7537

大津波警報・津波警報・津波注意報（詳細）

大津波警報：青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県

- 2月28日 19時01分 津波警報へ切り替え
- 3月 1日 1時07分 津波注意報へ切り替え
- 3月 1日 10時15分 解除

津波警報：青森県日本海沿岸

- 2月28日 21時13分 解除
- 北海道太平洋沿岸西部、伊豆諸島、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、愛知県外海、三重県南部

- 2月28日 21時13分 津波注意報へ切り替え
- 3月 1日 8時40分 解除

伊勢・三河湾、淡路島南部、岡山県、有明・八代海、大東島地方

- 2月28日 23時36分 解除

北海道太平洋沿岸中部、千葉県九十九里・外房、千葉県内房、和歌山県、徳島県、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、宮崎県、種子島・屋久島地方、奄美諸島・トカラ列島、鹿児島県西部

- 2月28日 23時36分 津波注意報へ切り替え
- 3月 1日 8時40分 解除

茨城県

- 2月28日 23時36分 津波注意報へ切り替え
- 3月 1日 10時15分 解除

愛媛県宇和海沿岸、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方

- 3月 1日 3時06分 解除

北海道太平洋沿岸東部、鹿児島県東部

- 3月 1日 1時07分 津波注意報へ切り替え
- 3月 1日 8時40分 解除

福島県

- 3月 1日 1時07分 津波注意報へ切り替え
- 3月 1日 10時15分 解除

高知県

- 3月 1日 3時06分 津波注意報へ切り替え
- 3月 1日 10時15分 解除

津波注意報：北海道日本海沿岸南部、オホーツク海沿岸、陸奥湾

- 2月28日 21時13分 解除

東京湾内湾、兵庫県瀬戸内海沿岸、広島県、香川県、愛媛県瀬戸内海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、福岡県日本海沿岸、長崎県西方、熊本県天草灘沿岸

- 2月28日 23時36分 解除

大阪府

- 3月 1日 8時40分 解除

市町村が避難所等で避難を確認した人数の状況

大津波警報、津波警報が発表された地域で避難指示、避難勧告対象人数のうち、市町村が避難所等で避難を確認した人数は次のとおりです。

 は大津波警報が発表された市町村

○避難指示

都道府県名	市町村名	①対象世帯数	②対象人数	③避難所等での確認人数	(参考) ③/②
北海道	根室市	3,363	8,840	2,200	24.9%
小計		3,363	8,840	2,200	24.9%
青森県	八戸市	12,770	30,090	696	2.3%
	三沢市	1,625	4,382	75	1.7%
	むつ市	1,356	3,241	346	10.7%
	六ヶ所村	2,403	6,188	184	3.0%
	おいらせ町	1,422	4,167	225	5.4%
	風間浦村	1,000	2,400	591	24.6%
	階上町	500	2,000	43	2.2%
小計		21,076	52,468	2,160	4.1%
岩手県	宮古市	8,011	18,996	1,409	7.4%
	大船渡市	1,788	4,947	1,381	27.9%
	久慈市	3,215	8,945	1,078	12.1%
	陸前高田市	1,400	5,000	1,147	22.9%
	釜石市	6,386	14,966	950	6.3%
	大槌町	5,418	14,530	996	6.9%
	山田町	3,441	9,707	1,170	12.1%
	岩泉町	415	1,131	222	19.6%
	田野畑村	238	781	655	83.9%
	普代村	500	1,500	680	45.3%
	野田村	631	1,958	213	10.9%
	洋野町	192	540	216	40.0%
小計		31,635	83,001	10,117	12.2%
宮城県	仙台市	4,279	11,320	967	8.5%
	石巻市	28,819	78,019	2,769	3.5%
	塩竈市	3,871	9,798	631	6.4%
	気仙沼市	6,000	15,000	1,249	8.3%
	名取市	1,100	2,700	245	9.1%
	多賀城市	4,463	11,435	664	5.8%
	岩沼市	638	1,948	429	22.0%
	東松島市	2,449	7,590	1,416	18.7%
	亘理町	1,477	5,167	717	13.9%
	山元町	2,316	7,154	223	3.1%
	松島町	3,490	9,877	178	1.8%
	七ヶ浜町	3,863	12,533	1,172	9.4%
	利府町	212	566	73	12.9%
	女川町	1,800	4,800	492	10.3%
	南三陸町	3,500	10,000	1,043	10.4%
小計		68,277	187,907	12,268	6.5%
福島県	相馬市	77	248	45	18.1%
	広野町	120	350	35	10.0%
	楢葉町	16	43	14	32.6%
	富岡町	88	250	51	20.4%
	新地町	414	1,501	145	9.7%
小計		715	2,392	290	12.1%
東京都	小笠原村	550	1,000	492	49.2%
小計		550	1,000	492	49.2%

都道府県名	市町村名	①対象世帯数	②対象人数	③避難所等での確認人数	(参考) ③/②
三 重 県	伊勢市	3,553	10,053	132	1.3%
	尾鷲市	4,911	9,847	238	2.4%
	鳥羽市	6,452	17,305	778	4.5%
	大紀町	930	2,521	185	7.3%
	南伊勢町	6,238	15,391	1,461	9.5%
	紀北町	6,866	15,353	71	0.5%
	小 計	28,950	70,470	2,865	4.1%
和 歌 山 県	那智勝浦町	7,753	15,000	90	0.6%
	串本町	79	165	27	16.4%
小 計		7,832	15,165	117	0.8%
沖 縄 県	名護市	10,439	23,141	350	1.5%
	沖縄市	5,170	8,793	239	2.7%
	うるま市	9,674	25,088	522	2.1%
	南城市	5,006	14,840	337	2.3%
小 計		30,289	71,862	1,448	2.0%
避難指示合計		192,687	493,105	31,957	6.5%

○避難勧告

都道府県名	市町村名	①対象世帯数	②対象人数	③避難所等での確認人数	(参考) ③/②
北 海 道	函館市	22,831	44,964	327	0.7%
	釧路市	2,680	4,910	410	8.4%
	苫小牧市	60	122	11	9.0%
	北斗市	1,854	4,100	91	2.2%
	鹿部町	657	1,920	65	3.4%
	白老町	6	8	8	100.0%
	厚真町	12	26	1	3.8%
	むかわ町	66	216	37	17.1%
	日高町	388	876	243	27.7%
	新冠町	281	570	171	30.0%
	浦河町	800	1,700	60	3.5%
	様似町	1,700	3,800	178	4.7%
	えりも町	250	630	287	45.6%
	新ひだか町	2,200	4,684	89	1.9%
	大樹町	92	275	33	12.0%
	広尾町	242	543	106	19.5%
	豊頃町	156	347	98	28.2%
	浦幌町	264	798	83	10.4%
	釧路町	264	1,100	105	9.5%
	厚岸町	3,500	8,700	754	8.7%
	浜中町	1,421	3,971	1,041	26.2%
	白糠町	4,001	8,685	442	5.1%
	別海町	346	1,310	404	30.8%
	標津町	353	1,069	114	10.7%
	羅臼町	2,200	6,114	107	1.8%
	小 計	46,624	101,438	5,265	5.2%
青 森 県	五所川原市	545	1,394	68	4.9%
	外ヶ浜町	500	1,200	199	16.6%
	大間町	2,502	6,265	287	4.6%
	東通村	1,814	5,189	300	5.8%
小 計		5,361	14,048	854	6.1%
宮 城 県	名取市	1,100	3,000	244	8.1%
小 計		1,100	3,000	244	8.1%
福 島 県	いわき市	1,939	5,341	162	3.0%
	南相馬市	1,828	6,912	278	4.0%
	大熊町	15	53	30	56.6%
	双葉町	61	222	102	45.9%
	浪江町	568	2,037	69	3.4%
小 計		4,411	14,565	641	4.4%

都道府県名	市町村名	①対象世帯数	②対象人数	③避難所等での確認人数	(参考) ③/②
茨 城 県	日立市	3,000	7,200	167	2.3%
	高萩市	2,740	6,992	311	4.4%
	北茨城市	1,158	3,148	75	2.4%
	ひたちなか市	5,632	14,361	72	0.5%
	神栖市	6,380	16,400	143	0.9%
	小 計	18,910	48,101	768	1.6%
千 葉 県	銚子市	2,000	5,000	32	0.6%
	勝浦市	7,029	15,214	77	0.5%
	富津市	7,203	21,718	59	0.3%
	いすみ市	6,216	16,257	89	0.5%
	大網白里町	1,491	2,500	18	0.7%
	九十九里町	800	2,500	50	2.0%
	横芝光町	187	500	10	2.0%
	御宿町	1,300	3,500	48	1.4%
	小 計	26,226	67,189	383	0.6%
神 奈 川 県	横須賀市	2,500	6,100	355	5.8%
小 計		2,500	6,100	355	5.8%
静 岡 県	静岡市	54,837	136,556	485	0.4%
	浜松市	9,529	27,637	45	0.2%
	沼津市	14,951	42,336	35	0.1%
	富士市	2,105	5,817	247	4.2%
	焼津市	15,016	45,000	860	1.9%
	湖西市	331	1,039	42	4.0%
	御前崎市	282	990	9	0.9%
	松崎町	1,680	4,500	306	6.8%
	新居町	2,783	7,769	650	8.4%
	小 計	101,514	271,644	2,679	1.0%
愛 知 県	名古屋市	244	649	0	0.0%
	豊橋市	0	73	73	100.0%
	碧南市	1,472	4,057	0	0.0%
	蒲郡市	2,723	8,198	15	0.2%
	知多市	700	1,700	2	0.1%
	高浜市	102	251	4	1.6%
	田原市	10,921	37,409	10	0.0%
	東浦町	150	500	0	0.0%
	小 計	16,312	52,837	104	0.2%
三 重 県	伊勢市	9,132	24,437	16	0.1%
	尾鷲市	5,233	11,552	0	0.0%
	熊野市	1,282	2,440	40	1.6%
	志摩市	20,927	53,489	454	0.8%
	明和町	1,201	3,905	24	0.6%
	御浜町	3,394	7,895	13	0.2%
	紀宝町	3,029	7,545	48	0.6%
	小 計	44,198	111,263	595	0.5%
和 歌 山 県	和歌山市	204	423	11	2.6%
	海南市	8,471	20,044	24	0.1%
	有田市	2,741	7,086	6	0.1%
	田辺市	8,600	20,000	102	0.5%
	湯浅町	2,400	6,401	14	0.2%
	広川町	1,700	3,500	33	0.9%
	美浜町	550	1,260	35	2.8%
	日高町	630	1,583	10	0.6%
	由良町	1,295	3,154	8	0.3%
	みなべ町	635	1,290	1	0.1%
	白浜町	1,400	3,500	9	0.3%
	すさみ町	1,583	3,414	31	0.9%
	太地町	1,031	2,167	40	1.8%
	串本町	6,164	12,545	1	0.0%
	小 計	37,404	86,367	325	0.4%

都道府県名	市町村名	①対象世帯数	②対象人数	③避難所等での確認人数	(参考) ③/②
徳島県	阿南市	5,945	14,750	57	0.4%
	牟岐町	1,056	2,248	0	0.0%
	美波町	2,305	5,195	129	2.5%
	海陽町	1,503	3,511	43	1.2%
小計		10,809	25,704	229	0.9%
愛媛県	宇和島市	9,287	24,445	76	0.3%
	八幡浜市	8,550	18,818	772	4.1%
	西予市	5,274	11,918	505	4.2%
	伊方町	3,342	7,956	467	5.9%
	愛南町	5,656	12,440	89	0.7%
小計		32,109	75,577	1,909	2.5%
高知県	高知市	8,386	18,482	228	1.2%
	室戸市	6,196	12,419	73	0.6%
	南国市	2,130	5,173	222	4.3%
	須崎市	7,203	16,233	121	0.7%
	宿毛市	3,601	9,024	964	10.7%
	土佐清水市	6,410	13,269	643	4.8%
	四万十市	1,028	2,301	408	17.7%
	東洋町	900	1,900	42	2.2%
	芸西村	575	1,326	16	1.2%
	中土佐町	2,630	6,300	80	1.3%
	四万十町	752	1,388	336	24.2%
	大月町	1,355	2,844	318	11.2%
	黒潮町	410	980	32	3.3%
小計		41,576	91,639	3,483	3.8%
大分県	佐伯市	17,600	41,500	374	0.9%
小計		17,600	41,500	374	0.9%
宮崎県	日南市	4,200	9,392	282	3.0%
	串間市	2,803	6,126	62	1.0%
小計		7,003	15,518	344	2.2%
鹿児島県	宇検村	1,083	1,996	689	34.5%
	与論町	250	300	237	79.0%
小計		1,333	2,296	926	40.3%
沖縄県	那覇市	12,360	30,000	19	0.1%
	宜野湾市	9,465	22,878	9,500	41.5%
	浦添市	458	1,058	6	0.6%
	糸満市	10,300	25,700	172	0.7%
	豊見城市	2,841	7,911	0	0.0%
	宮古島市	2,029	4,580	18	0.4%
	国頭村	2,430	5,409	63	1.2%
	大宜味村	1,300	2,800	150	5.4%
	東村	658	1,477	60	4.1%
	今帰仁村	1,642	3,972	35	0.9%
	本部町	3,700	8,300	128	1.5%
	恩納村	3,862	9,633	650	6.7%
	宜野座村	1,887	5,051	62	1.2%
	金武町	1,047	2,751	209	7.6%
	伊江村	12	40	3	7.5%
	読谷村	80	240	20	8.3%
	嘉手納町	766	2,298	50	2.2%
	北谷町	4,167	10,635	21	0.2%
	北中城村	315	1,153	0	0.0%
	中城村	2,000	7,000	0	0.0%
	西原町	130	330	3	0.9%
	与那原町	2,350	5,170	60	1.2%
	伊平屋村	575	1,396	230	16.5%
	伊是名村	803	1,689	232	13.7%
	久米島町	280	840	80	9.5%
	八重瀬町	574	1,548	10	0.6%
小計		66,031	163,859	11,781	7.2%

都道府県名	市町村名	①対象世帯数	②対象人数	③避難所等での確認人数	(参考) ③/②
避難勧告合計		481,021	1,192,645	31,259	2.6%
総計		673,708	1,685,750	63,216	3.8%
大津波警報発表地域計		126,404	337,830	25,376	7.5%
津波警報発表地域計		547,304	1,347,920	37,840	2.8%

(内閣府・消防庁調べ)

※宮城県名取市、三重県伊勢市、三重県尾鷲市は市内において指示・勧告が別々の地域に出された。

※このほかに、避難指示・避難勧告発令市町村内で、対象地域外に住んでいながら自主的に避難した方で、市町村が確認した人数は507人であった。

※対象世帯数、対象人数及び避難所等での確認人数はピーク時の数である。

新型インフルエンザ対策について

1. サーベイランス
2. 医療体制
3. ワクチン
4. 医用品・薬品
5. 広報体制

厚生労働省
平成22年3月10日

新型インフルエンザ(A/H1N1)の特徴

- 感染したほとんどの方は、比較的軽症のまま数日で回復
 - －抗インフルエンザウイルス薬(タミフル・リレンザ)と新型インフルエンザワクチンが有効である
- 基礎疾患(糖尿病、ぜん息等)を有する者、妊婦、小児等で重症化するおそれ
(季節性インフルエンザは高齢者、妊婦等で重症化する傾向)
- 多くの人が免疫を持たないため、季節性インフルエンザより流行規模は大きく、感染者数も多いと予想される。
 - －季節性インフルエンザよりも伝播力(人に感染させる力)は強い。

● 流行の状況

新型インフルエンザは、昨年8月より本格的な流行期入りした

H21/7/6～H22/2/21の累積の推計患者数
約2,052万人※3

インフルエンザ定点医療機関当たり報告数(総数)
(上記から推計された全国の受診患者数:
(同時期に報告のあった入院患者数:

1/25-1/31	2/1-2/7	2/8-2/14	2/8-2/21
6.46	→ 4.26	→ 2.81	→ 1.76
約35万人	約22万人	約15万人	約9万人)※1
270人	175人	143人	86人)※2

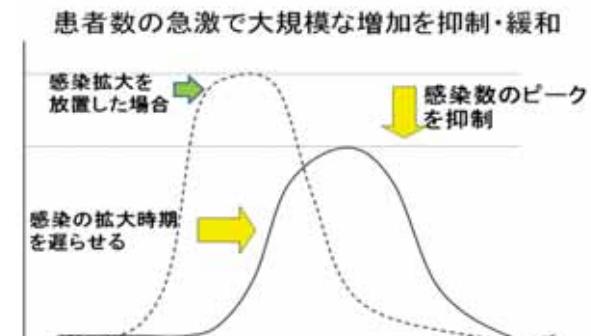
対策の基本的考え方

○ 基礎疾患有する者等の重症化しやすい者を守り、
死亡者や重症者の発生をできるだけ抑制する

⇒ 患者数の急激で大規模な増加をできるだけ抑制し、社会活動の停滞や医療提供体制への影響を低減

⇒ 医療機関の負担を可能な限り減らし、重症患者に対する適切な医療を確保

※1国立感染症研究所情報センター発表
※2厚生労働省「インフルエンザ入院サーベイランス」データ
平成22年2月24日時点
※3※1同。平成21年第28週～平成22年第7週の累計



新型インフルエンザ対策(ポイント)

以下の対策を組み合わせて、総合的に対策を実施

○地方自治体と連携した適切な感染防止対策の実施

⇒ 学校、施設等における感染防止対策の徹底、院内感染の防止 等

○的確なサーベイランス

⇒ 重症患者、死亡者の把握並びにウイルス性状の変化の探知に重点を置いて実施

○大規模な流行に対応した医療体制の整備

⇒ 重症化防止を最優先とする医療体制の整備(病床の確保、診療体制の充実等)

○ワクチンの確保と接種の実施

⇒ 重症化の防止を目的に、必要量を確保し、ワクチン接種を順次実施
(10月中旬～)

○広報の積極的展開

⇒ 全国民対象に感染予防のための基本メッセージ(手洗い、うがいの励行、咳エチケット等)を伝達基礎疾患等をお持ちの方々への注意喚起を継続

1. 現行のサーベイランス体制

急速に感染が拡大する情勢にあるため、感染拡大の端緒把握を重点に置く体制から、重症患者、死亡者の把握並びにウイルス性状の変化の探知に重点を置く体制に移行。

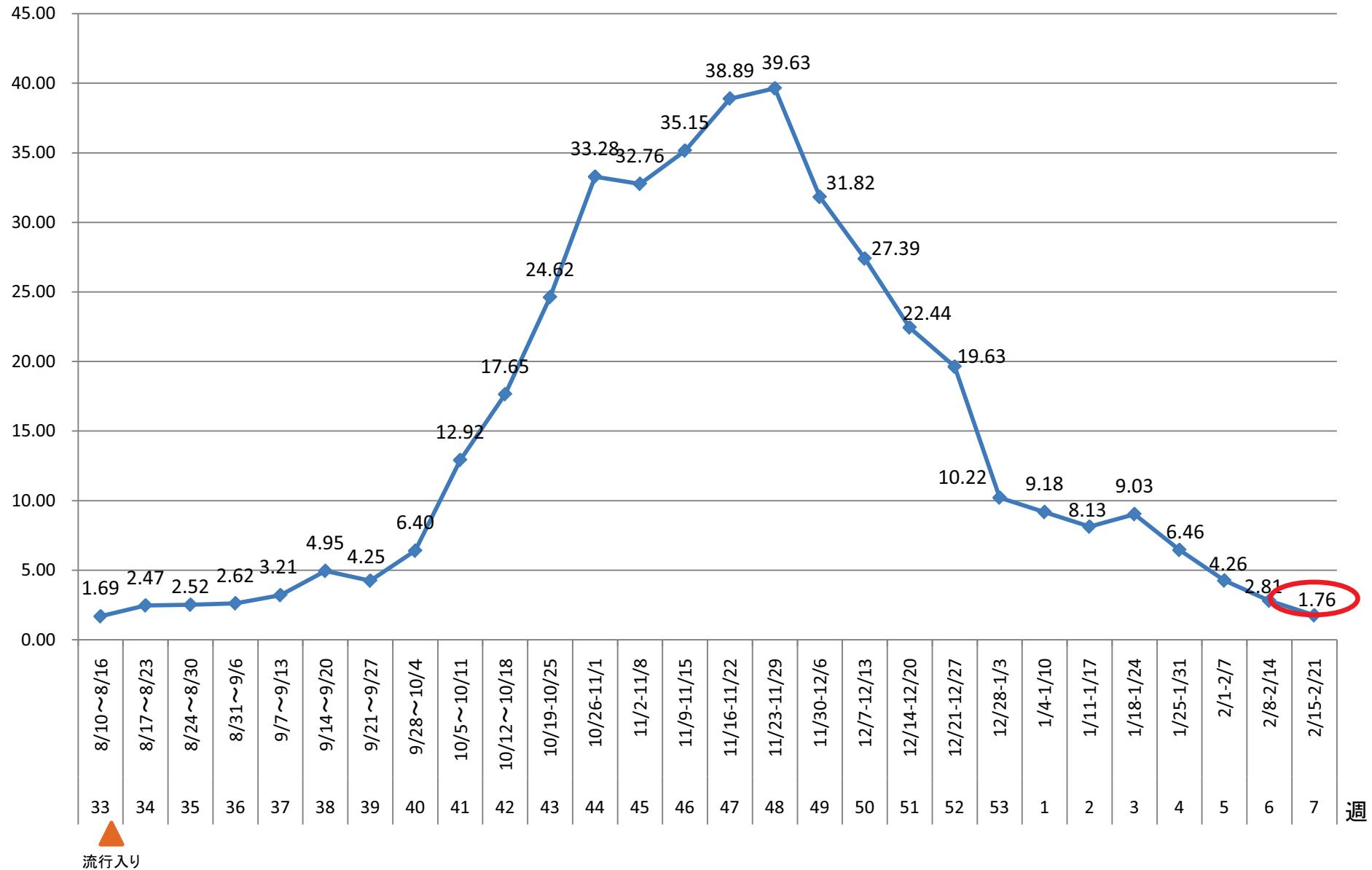
以下の3つのサーベイランスの中で、特に(1)のサーベイランスに重点を置いて実施。

- (1) 重症化及びウイルス性状変化の監視のためのサーベイランス（ウイルス・サーベイランス（約500定点）及び入院サーベイランス（全医療機関））
- (2) 地域における全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス（インフルエンザ・サーベイランス（約5,000定点））
- (3) 感染拡大防止につなげる集団発生の把握（クラスターサーベイランス）

インフルエンザサーベイランス

定点あたり報告数

平成21～22年 週別発生状況



流行入り

資料：感染症発生動向調査（全国およそ5000の定点医療機関（小児科およそ3000、内科およそ2000）からの報告）

2. 大規模な流行が生じた場合に備えた医療体制

1. 重症患者数の増加に対応できる病床等の確保

- 都道府県における重症患者の発生数等について検討
(新型インフルエンザの流行シナリオを示し、地域別の推計方法を提示)
- 都道府県における医療提供体制について確認
(外来医療体制、入院診療医療機関の病床数、人工呼吸器保有台数等)
- 上記の状況を比較し、地域の実情に応じた対策を検討

2. 重症患者の救命を最優先とする診療体制の充実

- 外来医療の確保
(電話相談事業の拡充、住民への啓発、診療時間延長など診療所との連携)
- 入院医療の確保
(定員超過の取扱い明確化、受入体制の把握と調整、妊婦等の重症者の受入体制の把握、県境を越えて搬送・受入を行う場合の調整)
- 医療機関、医療従事者等への情報提供
(院内感染対策の徹底、新型インフルエンザ診療の考え方・症例集等)

3. 基礎疾患有する者等の感染防止対策の強化

- 院内感染対策の徹底
(医療従事者向けガイドライン、基礎疾患有する者等を対象とした手引きの作成)

3. 今回のワクチン接種の目的と対象者

①インフルエンザワクチンの効果

- ・重症化等の防止については、一定の効果が期待
- ・感染防止の効果は、保証されていない。

②接種の目的

- ①死者や重症者の発生をできる限り減らす
 - ②患者が集中発生することによる医療機関の混乱を極力防ぎ、必要な医療提供体制を確保する
- ※感染防止を目的とするものではないことに留意

③優先的に接種する対象者

約5,400万人

対象者	人数
優先接種対象者	①インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者(救急隊員含む。)
	② 妊婦
	③基礎疾患有する者
	④1歳～小学校3年生に相当する年齢の小児
	⑤1歳未満の小児の保護者 ・優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等
その他	小学校4～6年生、中学生、高校生に相当する年齢の者
	高齢者(65歳以上)(基礎疾患有する者を除く)

④ワクチンの確保

- 今年度末までに、
- ・国内産ワクチン5,400万回分^(注)程度を確保
 - ・海外企業から9,900万回分^(注)程度を確保見込み。

(注)回数は成人量換算

⑤接種対象者の変更

左記以外の者(一般健康成人)に対する接種については、1月29日出荷分より接種開始(1月15日から都道府県の判断で前倒し可能)

費用負担について

○費用負担については、実費を徴収。

接種費用：合計 6,150円

1回目 3,600円

2回目 2,550円(※)

※ 1回目と異なる医療機関で接種する場合は3600円
(基本的な健康状態等の確認が必要なため)

○所得の少ない世帯の負担軽減

- ・国としては、市町村民税非課税世帯を軽減できる財源を措置(国 $\frac{1}{2}$ 、都道府県 $\frac{1}{4}$ 、市町村 $\frac{1}{4}$)
- ・市町村は、これを踏まえ、軽減措置の内容を決定し、実施。

4. 医薬品・医用品の確保

医薬品等の安定供給を図ることを基本に、発生地域におけるニーズを踏まえて、メーカー等との調整に努めるとともに、必要とする方々に迅速かつ十分な量が供給されるよう体制を整備。

(1) 抗インフルエンザウイルス薬の確保、供給

- ・流通常用抗インフルエンザウイルス薬の供給状況の把握、流通在庫の状況を踏まえた国・都道府県備蓄分(5,200万人分)の放出
- ・国・都道府県の備蓄量の公表、各メーカーの都道府県への納入前倒しの要請

(2) 医薬品・医用品の確保、供給

- ・医薬品・医療機器等の安定供給を都道府県等に要請
- ・マスク、消毒薬等の生産状況の調査、感染拡大の状況を踏まえた増産の要請

5. 広報の積極的展開

- 全国民を対象として、感染予防のための基本メッセージの着実な伝達。
(手洗い、うがい、罹患した際の咳エチケットや外出自粛など)
- 基礎疾患等をお持ちの方々への注意喚起を継続。
(インフルエンザ様症状が生じた際の早期受診・早期治療など)
- 国民の相談に対する適切な情報提供体制を構築し、的確な行動を促進。
- 今後とも、厚生労働省ホームページや政府広報を活用して情報提供を実施。
また、患者会組織を通じて、基礎疾患をお持ちの方等への情報提供を強化。